

FIT制度・FIP制度 
再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル
【変更認定申請】
太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス

第62版 2026年4月1日

1.ログイン



変更手続等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

にアクセスし、ログインします

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン方法 再生可能エネルギー電子申請

FIT制度・FIP制度

! 重要なお知らせ

[ログイン]をクリックします

ログイン画面へ進みます

※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

2021年度中のFIT認定の申請にかかる期限日と交付停止のお知らせ

電子申請マイページ



ログイン

認定申請・定期報告

新規登録

- > ログインID・パスワードを忘れた方
- > インターネットを通じた申請ができない方
- > 太陽光パネル型式リスト (PDF)

**複数の変更手続きを同時に行うことはできませんので手続きの順番はお気を付けてください。
提出した手続きが認定・受理されてから次の手続きを行ってください。**

1.ログイン



発行済みのユーザ名、パスワードを入力します

ログイン方法

FIP制度 再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のID・パスワードは、手続を行ったログインID・パスワードにてログインをお願いいたします。

ログインID	<input type="text" value="abcd1234"/>
パスワード	<input type="password"/>

[> パスワードを忘れた方はこちら](#)

[ユーザ名](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

[ログイン]をクリックします
マイページ画面が表示されます

対応ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン

※事業者を変更する場合は、まず変更前の事業者が登録者変更を行い、変更後の事業者に紐付くこととなる登録者を当該設備の登録者として変更してください（変更後の登録者が登録者としてのログインIDをお持ちでない場合は、新規ユーザ登録が必要です）

登録者を変更した後で、その変更後の登録者がログインをして、事業者の変更認定申請を行ってください
登録者変更については、「操作マニュアル（【6-4】設備の登録者変更：認定設備）」をご参照ください

2-1.変更手続/共通



以下の手順で登録を行います。

1. **<共通> 仮登録.pdf**のP.45～59を参照し、必要事項を入力・選択します。

※以降は申請対象により手順が異なります※

※**説明会概要報告書**または**事前周知措置概要報告書**の入力方法については、それぞれ以下を参照して入力してください。

説明会概要報告書：**<共通> 仮登録.pdf**のP.87～88

事前周知措置概要報告書：**<共通> 仮登録.pdf**のP.91

【仮登録が不要な場合】

2. 本マニュアルの**P.25**以降を参照し、必要事項を入力・選択します。

【仮登録が必要な場合】

2. **<共通> 仮登録.pdf**のP.60～76を参照し、必要事項を入力・選択します。

3. その後一定期間を経て**<共通> 仮登録.pdf**のP.77～82を参照し、本登録へと進めます。

4. 本登録へと進めた後は、本マニュアルの**P.25**以降を参照し、必要事項を入力・選択します。



(留意事項)

1. 認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定申請、②事前変更届出、③事後変更届出、④卒FIT事前変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要があります。
2. 申請について、○は調達価格/基準価格が変わらないもの、●は調達価格/基準価格が変わる可能性があるものです。詳細は、下記のURLをご覧ください。
(参考) 調達価格/基準価格が変更される事業計画の変更整理表：
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_nintei_seirihyou.pdf
3. 運転開始をした後、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類等（受給開始日が分かるもの）を添付し、運転開始日を入力してください。
4. 電子で手続きを行う場合、変更届出事項を変更認定申請で変更することはできませんので、申請と届出の手続きを分けて行ってください。その際、同じ事業計画について、複数の種類の変更手続を同時に行うことはできません。
5. 原則として申請毎に委任状が必要です。
6. 申請日は、電子申請の場合は申請状態が「申請書出力済」または「申請書出力済（認証済）」になった日、50kW未満太陽光発電設備の電子申請の場合は申請状態が「設置者承諾済」になった日、紙申請の場合は申請書類が担当部署へ到達した日となります。

2-2.変更手続項目/共通



(添付書類等について)

1. 添付書類については、以下の書類が基本となりますが、個別の案件ごとに異なる書類が必要となる場合もあります。
2. 公的機関の発行する書類については、被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本を除き、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された書類に限ります。
なお、登記簿謄本については、法的証明が備わっている履歴事項全部証明書が必要なため、登記事項要約書又は一般財団法人民事法務協会がWEB上で行っている登記情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力が担保されないことから認められません。
3. 実印を押印した資料が添付されていない場合でも、本人の意思確認書類として、印鑑証明を求める場合があります。
4. 電力会社との「接続の同意を証する書類」の添付が必要な項目の変更については、以下のフローで手続をしてください。
 - ①変更する内容で電力会社に接続・特定契約申込みをする。
 - ②接続同意書類が電力会社から発行された後、事業者は当該書類を添付して変更認定申請・届出をする。（接続同意書類の内容と申請（届出）内容が異なる場合には、申請不備とする）
 - ③変更認定申請の場合は、変更認定通知書発行後にその写しを、事前変更届出の場合は受理印が押された届出書/事前変更届出が受理されたことが分かる画面の写しを電力会社に提出し、特定契約を締結する。
5. 名義変更など、変更手続に伴い特定契約の変更が必要になる場合は、「変更認定通知書の写し」または「事前/事後変更届出の受理日が分かるもの」が必要となるため、電力会社へ提出してください。
6. 卒FIT事前変更届出においては添付書類が不要です。ただし事業者から委任を受けた代行事業者が申請する場合は、事業者からの委任状及び印鑑証明書（申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。）の添付が必要になります。
7. 調達期間/交付期間終了後の事業計画であっても、事後変更届出事由に該当する場合には様式第6による届出が必要です。ただし、その場合の添付書類は不要ですが、事業者から委任を受けた代行事業者が申請する場合のみ、事業者からの委任状及び印鑑証明書（申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。）の添付が必要になります。
8. 申請・届出には、申請事業者の印鑑証明書、代行申請の場合は代行申請事業者の印鑑証明書も必要となります。GビズIDを使用している場合、添付不要となる場合があります。
9. 変更認定申請に伴う説明会の開催又は事前周知措置の実施が必要な場合は、当該説明会の開催又は事前周知措置の実施に関連する資料も別途提出が必要となります。詳細は、関係省令及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」をご確認ください。（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf）

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(1/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者	事業譲渡等の場合 (生前贈与等も含む)	○			①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ※譲渡契約書において事業の譲渡に停止条件が設けられている場合は、その成就が確認できる資料の提出も必要。 ②(法人の場合)双方の履歴事項全部証明書 (個人の場合)双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍謄(抄)本のいずれか ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④土地の取得を証する書類等(土地登記簿謄本、不動産売買/賃貸借契約書等) ⑤裁判所による破産管財人証明書(破産による譲渡の場合のみ) ⑥事業実施体制図 ⑦関係法令手続状況報告書 ※地方自治体等公共機関の場合は以下の書類 ①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ②公印規程 ③土地の取得を証する書類等(土地登記簿謄本、不動産売買/賃貸借契約書等) ④事業実施体制図 ⑤関係法令手続状況報告書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、事業譲渡の際は、建物と別に明示することが必要	譲受人が変更を申請・届出する必要があります。事後変更届出が必要な項目は、変更認定申請として手続きすることはできません。
	会社分割、合併の場合	○			①会社分割・合併(変更理由)を証する履歴事項全部証明書 ②事業実施体制図 ③関係法令手続状況報告書	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(2/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者	競売物件による事業者変更の場合	○			①物件目録 ②登記嘱託書（権利証）又は登記識別情報通知書※競売物件を農地転用する場合で、①②の書類が添付できない場合は、「売却決定通知書」または「最高価買受申出人であることの証明」が必要 ③事業実施体制図 ④関係法令手続状況報告書	譲受人が変更を申請・届出する必要があります。事後変更届出が必要な項目は、変更認定申請として手続きすることはできません。
	離婚による分与			○	①登記簿謄本（所有権移転登記済） ②公正証書若しくは離婚協議書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④離婚届受理証明書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、分与の際は、建物と別に明示することが必要	
	賃貸マンション等で入居者に設備を貸与する形態の入居者の変更を行う場合			○	①賃貸借契約書 ②賃貸人の印鑑証明書 ③建物の登記簿謄本 ④管理業務委託契約書（建物の所有者と当該建物の管理者が異なる場合のみ）	
	相続による場合			○	①被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。） ②法定相続人全員の戸籍謄本 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報でも可 ③法定相続人全員の印鑑証明書 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ⑤土地の取得を証する書類等	譲受人が変更を届出する必要があります。※届出者が相続対象となる発電設備の所有権を有することが明らかであり、認定審査上適切な審査が行えることが確認できる場合には、公正証書遺言書により審査を行うこともあります。※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示したり、太陽光パネルを含む全てを相続対象とした記載とするなど、相続対象に発電設備が含まれていることが確認できることが必要です。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(3/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
密接関係者		○			①事業実施体制図 ②関係法令手続状況報告書 ③以下の該当する資料 (i)認定事業者が持分会社である場合について、社員の変更があった場合：履歴事項全部証明書（履歴事項全部証明書に記載のない社員の変更があった場合）定款（原本証明付き） (ii)認定事業者が株式会社である場合について、議決権の過半数を保有する株主について変更があった場合（以下のうちいずれか）： ・変更前・後の株主名簿の写し（代表取締役の原本証明付き） ・金融商品取引法に基づく法定開示制度に従って作成された資料（有価証券報告書等）の写し (iii)認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者について変更があった場合：匿名組合出資持分の変更に係る契約書 (iv)認定事業者の密接関係者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。）について変更がある場合： ・密接関係者該当性が確認できる資料（体制図等） ・上記(ii)に準ずる、親会社の変更が分かる資料	密接関係者については、事業計画に添付する「事業実施体制図」の密接関係者と同一の者としてください。
事業者の氏名・名称	社名変更の場合			○	変更理由を証する書類（履歴事項全部証明書等）	
	戸籍上の氏名変更の場合			○	①戸籍謄(抄)本 ②印鑑証明書	婚姻・離婚等に伴い戸籍上の姓の変更が生じた際の事業者名の変更は原則不要ですが、変更を希望される場合には、事後変更届出により届け出てください。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(4/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
法人番号	○		○		国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載して下さい。変更認定申請で事業者名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事後変更届出により届け出て下さい。
課税事業者の該否／インボイス発行事業者の登録番号	○		○		課税事業者の該否を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載して下さい。インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載して下さい。事業者名の変更に伴ってインボイス発行事業者の登録番号を変更する場合は変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は事後変更届出により届け出て下さい。
法人の代表者（役職／氏名）／役員（役職／氏名）	○		○	履歴事項全部証明書	変更認定申請で事業者名を変更される場合に限り、当該項目も併せて変更が可能です。それ以外の場合は、事後変更届出により届け出て下さい。
事業者の住所	○		○	（法人の場合）履歴事項全部証明書 （個人の場合）住民票の写し、住民票記載事項証明書のいずれか	密接関係者の変更に該当する代表者の変更は変更認定申請により申請して下さい。それ以外の単なる代表者変更は事後変更届出により届け出て下さい。
発電設備の区分	○			①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(5/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の出力	●			①接続の同意を証する書類（出力変更後のもの） ②発電設備の仕様書（発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類）（50kW未満太陽光は不要） ③配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ④PCS仕様書 ⑤電力事業者の都合による変更であることを証する書類（電力事業者の都合による出力変更の場合のみ）	バイオマス発電設備で出力を変更する場合は、変更内容により左記以外の添付書類が必要になりますので、変更認定申請書の記載要領を確認して添付して下さい。
最大受電電力	○			変更後の最大受電電力が分かる書類（接続の同意を証する書類等の契約関係書類）	発電設備の出力を変更する場合は上記に記載の添付書類が必要になります。最大受電電力のみが変更になる場合は左記資料により手続を行ってください。
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	○				自立運転機能の有無及びその内容（設定値（kW））を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。ただし、10kW以上50kW未満太陽光設備において、自立運転機能を「無」にするような変更はできません。
給電用コンセントの有無	○				給電用コンセントの有無を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。ただし、10kW以上50kW未満太陽光設備において、給電用コンセントを「無」にするような変更はできません。
発電設備の名称	○	○			事業者名の変更に伴って発電設備の名称を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(6/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の設置場所	地番の追加・削除	○			①土地登記簿謄本 ②土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書 （「権利者の証明書」は不可）又は無償使用に関する所有者の同意書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④構造図（50kW未満太陽光は不要） ⑤地番図（公図以外でも可、50kW未満太陽光で地番の削除のみの場合は不要）	運転開始前後を問わず、隣接する一連の地番・当初地番と同一の場所と見なせる距離にある飛び地（太陽電池の大半が当初認定された地番に設置されている場合に限る。）の追加又は削除は可能です。ただし、当初認定された地番の全てを削除することはできません。「①土地登記簿謄本」で土地の取得を確認できる場合は、②③の書類は不要です。また、すでに事業計画に登録されている地番及び当該変更認定申請で削除する地番の分の①～③の書類は不要です。 なお、地番を追加する変更の場合、関係法令手続状況報告書の提出を求め場合があります。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(7/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の設置場所	(移設)	○			①土地登記簿謄本 ②土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書 (「権利者の証明書」は不可) 又は無償使用に関する所有者の同意書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④構造図 (50kW未満太陽光は不要) ⑤地番図 (公図以外でも可) ⑥接続の同意を証する書類 (移設をしたことが分かるもの) の写し ⑦理由書 ⑧罹災証明等の、当該場所に設備が設置できないことを証する書類 (引越しの場合は不要) ⑨移設先の住民票、移設前の受給契約書 (住居用太陽光の引越しの場合のみ)	原則として、設備の移設は認められていませんが、以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合のみ移設は可能です。 ①運転開始後において、引越しに伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合 ②公共事業による土地の収用、災害等の事業計画策定時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由 (土地や建物の所有者による地上権設定契約や賃貸借契約の解除は含まない) により、当該場所で事業を実施することが不可能な場合

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(8/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の設置場所	市町村合併の場合／区画整理による変更／住居表示確定などによる変更／地番の分筆、合筆による変更		○		<p>【市町村合併による変更の場合】</p> <p>①地方自治体が発行する市町村合併を証する書類（ウェブサイト等のページでも可）（設備の所在地が地番表記の場合）</p> <p>②住民票写し（設備の所在地住居表示の場合）</p> <p>【区画整理による変更の場合】</p> <p>①地籍図</p> <p>②仮換地・底地証明</p> <p>【住居表示確定による変更の場合】</p> <p>①住居番号付定通知書</p> <p>【地番の分筆・合筆による変更】</p> <p>①土地登記簿謄本</p>	地番の分筆・合筆により地番の追加・削除を行った場合と同じような状態に変更される場合（認定地番の面積・位置の変更等）は、「地番の追加・削除」として変更認定申請を行う必要があります。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(9/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業区域の面積	○	○			地番の追加・削除や移設による変更の場合、又は分筆・合筆により地番の追加・削除を行った場合と同じ状態に変更される場合は変更認定申請により申請してください。それ以外で地番について変更のない場合については事前変更届出により届け出てください。ただし、太陽電池の枚数の増減に伴って事業区域の面積が変化する場合、太陽電池に係る事項の変更と併せて、変更認定申請により申請してください。
複数太陽光発電設備設置事業の該当性	○				第一種複数太陽光発電設備設置事業↔第二種複数太陽光発電設備設置事業に変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。
太陽光発電設備の設置形態（屋根設置と地上設置の別）	○			①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(10/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
農地一時転用許可申請予定の有無	○				10kW以上50kW未満太陽光設備において農地一時転用許可申請予定を「無」にする場合又は農地一時転用許可期間を3年以下に変更しようとする場合は、全量売電ができなくなり、自家消費等計画の「自家消費等の比率」を30%以上にする必要があります。
太陽電池に係る事項 (製造事業者名/種類/変換効率/型式番号/枚数/合計出力)	●			①構造図(50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要) ②配線図(50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要)	パネルの型式を変更する場合は、JP-AC太陽光パネル登録リストに登載されているパネルを指定して下さい。変更の基準となる合計出力は、2017年度以降の認定については新規認定取得時、2016年度以前の認定については新制度への移行手続時に登録する「太陽電池の合計出力」とします。ただし、新規認定取得後または新制度への移行手続後から2017年8月30日までに変更認定申請または事前変更届出を提出し太陽電池の合計出力を変更した場合は、変更後の値が基準合計出力となります。また、2017年8月31日以降に価格変更の伴う太陽電池の合計出力の変更をした場合は、変更後の値が基準合計出力となります。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(11/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
風車に係る事項（製造事業者名／型式番号）	○			①発電設備の内容を証する書類（仕様書等） ②構造図（設備配置図） ③配線図	1基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合があります。風車及びPCSの型式、定格出力が記載されている仕様書等が必要です。
配線方法	○			①配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ②構造図（50kW未満太陽光で標準構造図と異なる場合のみ必要）	
自家発電設備等の設置の有無	●			①配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ②構造図（50kW未満太陽光で標準構造図と異なる場合のみ必要） ③自家発電設備等の仕様書(50kW未満太陽光は不要)	自家発電設備等にはエネファーム、エコウィル、蓄電池、家庭に電気を供給することができる電気自動車等が含まれます。自家発電設備等を併設する場合は、系統の電気が充電されないことなどを確認するため、仕様書の添付が必要です。バイオマス発電設備に太陽光パネルや排熱利用バイナリー発電装置等を設置し自家消費に充てる場合も本変更該当します。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(12/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
電気事業者への電気供給量の計測方法		○			配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	
系統接続に係る事項	接続契約締結日	●			接続の同意を証する書類（「主要な事項の変更による再締結」である旨が記載されているもの）	「主要な事項の変更による再締結」以外の理由で接続契約締結日に変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です（届出も不要）。「主要な事項の変更による再締結」に当たる場合は以下の通りです。 ①工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合 ②発電事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更（架空線↔地中線）、新設アクセス線の施設者の変更（発電事業者→一般送配電事業者）の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合
	接続契約締結先		○		接続の同意を証する書類（変更後の接続契約先が分かるもの）	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(13/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業実施工程（運転開始予定日、設備廃止予定日）			○			
保守点検責任者	別の保守点検責任者に変更する場合 （事業譲渡、会社分割、合併等による）	○			①事業実施体制図 ②関係法令手続状況報告書	保守点検責任者については、事業計画に添付する「事業実施体制図」の保守点検責任者と同一の者を記載してください。 保守点検責任者を法人の担当者名など「個人」として認定を受けている場合、社内異動により担当者が変わる場合も変更が必要です。
	保守点検責任者に関するその他の変更 （社名・氏名変更、異動の場合など）			○	事業実施体制図	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(14/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
保守点検及び維持管理計画	保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目及び実施スケジュール等に変更がある場合	○			保守点検及び維持管理計画（項目欄に全ての内容を記載できない場合で「別紙あり」のチェックボックスにチェックされた場合の別紙）	具体的な点検実施項目、点検方法及び実施スケジュールを記載してください。電気事業法の規定により保安規程の届出がある場合、届出される保安規程を添付することも可能です。
	同一の保守点検責任者の社名変更、会社分割、合併の場合、異動、相続の場合など、事後変更届出で行うことが可能な事業者変更による事業体制の変更		○		事業実施体制図（10kW未満の太陽光の場合は不要）	「変更理由」に「保守点検責任者の変更のみによる実施体制の変更」と記載することが必要です。
保守点検及び維持管理費用			○			運転開始前に変更する場合のみ記載して下さい。
廃棄等費用（総額、算定方法、積立開始時期、積立終了時期、毎月積立金額）			○			

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(15/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
補助金の受給額	○			補助金が返還されたことが分かる書類	発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更して下さい。
自家消費・地域消費等計画	○				10kW以上50kW未満太陽光設備において、自家消費等の比率を30%未満にするような変更はできません。 (営農型太陽光（農地一時転用許可期間が3年を越えるものに限る）を除く。)

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(16/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
解体等に要する費用	○			内部積立てに係る事項	内部積立てから外部積立てに変更する場合にも変更認定申請が必要です。その際には「内部積立てに係る事項」の添付は不要です。
【地熱・中小水力・バイオマスで、地域活用要件が求められる場合】 選択する地域活用要件	○			<p>変更後の地域活用要件における新規認定時に必要な書類</p> <p>【自家消費・地域消費型②の場合】</p> <p>①発電設備の所在する都道府県内に小売供給の5割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの</p> <p>②再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証する書類</p> <p>【地域一体型①の場合】</p> <p>当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証する文書</p> <p>【地域一体型②の場合】</p> <p>地方公共団体の直接出資を証する書類</p> <p>【地域一体型③の場合】</p> <p>地方公共団体が直接出資する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、再生可能エネルギー電気特定卸供給により電気を供給することを証するもの、又は誓約するもの</p>	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(17/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
需給管理の方法	○	○		発電量調整供給契約申込書の写し	変更認定申請で事業者名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。
市場取引等により供給する方法	○	○		市場取引等により供給する方法を証する書類	
セキュリティ管理責任者	○				
【地熱の場合】 源泉モニタリングに係る実施計画の内容		○		地熱資源等モニタリング計画書	地熱資源等モニタリング計画書に記載されている添付書類も必要です。
【バイオマスの場合】 燃料区分／燃料・原料名（同じ調達価格/基準価格区分内での燃料又は原料の種類の変更を含む）	●			①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書に記載されている添付書類も必要です。
【バイオマスの場合】 「燃料（原料）調達及び使用計画書」における燃料の収集・調達先		○		①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	
【バイオマスの場合】 バイオマス比率、バイオマス比率考慮後出力及び調達上限比率の変更	●			①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(18/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
【バイオマスの場合】 最大のライフサイクルGHGの値の変更	○	○		①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	変更認定申請で燃料名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。
地方税法第72条の4に係る事項	○	○		その他として、「地方税法第72条の4の該当性」を追加し、変更前に「地方税法第72条の4に規定する法人」、変更後に「地方税法第72条の4に規定する法人でない」若しくは変更前に「地方税法第72条の4に規定する法人でない」、変更後に「地方税法第72条の4に規定する法人」と記載し、変更理由に「誤記入による変更」と記載する。 添付資料は不要。	事業者の変更に伴って該当又は非該当が変更となる場合は、当該変更認定申請と併せて手続が可能です。誤入力による訂正の場合、「事前変更届出」による変更が必要です。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(19/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
【みなし認定用事業計画提出時の誤入力を訂正する場合】 ・太陽電池の合計出力 ・接続契約締結日 ・事業区域の面積 ・接続契約締結先 ・特定(買取)契約締結先 ・買取価格		○		その他として、みなし認定移行手続時の誤入力した項目を追加し、変更前に誤入力した内容を、変更後に正しい内容を記載し、変更理由に「みなし認定用事業計画提出時の誤入力の訂正」と記載する。添付資料は以下のとおり。 ①50kW未満の太陽光発電設備で太陽電池の合計出力を訂正する場合、太陽電池の発注書及び発注請書。ただし、申請時に電子申請システムにパネルの型式と枚数を登録している場合、添付資料は不要。(50kW以上の太陽光発電設備については、原則添付書類は不要だが、審査内容によっては配置図等の確認書類を求める場合がある。) ②接続契約締結日を訂正する場合、接続の同意を証する書類(ただし、みなし認定用事業計画提出時に既に提出している場合は、添付書類は不要) 事業区域の面積、接続契約締結先、特定(買取)締結先、買取価格の訂正については添付書類は不要。	みなし認定用事業計画の接続申込み日、工事費負担金、連系工事期間の誤入力については、訂正は不要です。 運転開始済みのチェックの訂正については、個別にお問い合わせ下さい。

2-3.変更手続/情報入力



変更内容の登録画面が表示されます。

変更申請登録

設備区分選択 **情報入力** 内容確認 設置場所入力 緯度経度修正 書類添付 登録

認定情報

設備ID [REDACTED]

認定申請の認定日 2025年05月23日

申請情報の入力欄はタブで分かれています。タブを切り替えて入力をしてください。

申請内容	事業者情報	発電設備情報	発電設備の設置場所	太陽電池に係る事項	保守点検責任者
事業者情報	登録上の記載内容と一致させること。字名まで必ず入力してください。				
事業者名を変更しますか?	変更前	変更後			
		<input type="checkbox"/> 新たに事業者を登録します			
事業者情報を編集する		<input type="checkbox"/>			
設備利用者区分 必須	屋根貸しに該当する	屋根貸しに該当する			
地方税法第七十二条の四に規定する法人	地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること			
課税事業者の該当 必須	課税事業者に該当しない	課税事業者に該当しない			

変更前の値が表示されています

こちらの値を変更して申請します

変更を行う発電設備の区分によって、変更可能な項目、必須となる項目が異なりますのでご注意ください
※マニュアルでは必須マークがついていなくても必須となる場合があります

【変更認定申請】変更可能項目

- 事業者情報・・・P.28へ
- 発電設備区分・・・P.43へ
- 発電設備の出力・最大受電電力・・・P.45へ
- 複数太陽光発電設備設置事業の該当性・・・P.46へ
- 地域活用要件の具備・・・P.46へ
- パワーコンディショナーの自立運転機能の有無・・・P.47へ
- 給電用コンセントの有無・・・P.47へ
- 発電設備の名称・・・P.48へ
- 発電設備の設置場所に係る事項・・・P.49へ
- 事業区域の面積・・・P.50へ
- 太陽光発電設備の設置形態・・・P.50へ
- 農地一時転用許可申請予定の有無・・・P.51へ
- 太陽電池に係る事項・・・P.52へ
- 太陽電池の合計出力・・・P.55へ
- 構造図・配線図・・・P.56へ
- 風車に係る事項・・・P.57へ
- 配線方法・・・P.58へ
- 自家発電設備等の設置の有無・・・P.59へ
- 電気事業者への電気供給量の計測・・・P.59へ
- 接続契約締結日・・・P.60へ
- 保守点検責任者・・・P.61へ
- 保守点検及び維持管理計画・・・P.62へ
- 補助金・・・P.63へ
- 自家消費・地域消費等計画・・・P.64へ
- 解体等に要する費用・・・P.66へ
- バイオマス燃料・比率・考慮後出力・調達上限比率・ライフサイクルGHG算定値・ライフサイクルGHG燃料輸送距離・・・P.71へ
- 選択する地域活用要件・・・P.75へ

2-3. 変更手続/情報入力[変更内容選択]



申請内容 | 事業者情報 | 発電設備情報 | 変更内容確認

「申請内容」タブをクリックします

該当する変更内容等を選択します。

申請内容選択

変更認定申請又は追加認定申請の別

必須

- 変更認定申請
- 追加認定申請

[変更認定申請又は追加認定申請の別]の選択

該当する申請を選択します

※変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合は、変更認定申請を選択してください。

変更内容選択

変更内容

必須

- 事業者の変更
- 発電設備の出力の変更
- 太陽電池に係る事項および合計出力の変更
- 蓄電池に係る事項（構成図・配線図・自家発電設備等の設置の有無）の変更
- 発電設備の設置場所の変更
- 認定事業者の密接関係者の変更
- その他

その他変更内容

[複数選択可]

[変更内容]の選択

該当する変更内容を選択します

※複数の選択が可能です

※「その他」を選択した場合は、「その他変更内容」を入力します

長期安定適格太陽光発電事業者の該当

長期安定適格太陽光発電事業者の該当

必須

- 長期安定適格太陽光発電業者に該当する
- 長期安定適格太陽光発電事業者が密接関係者に該当する
- 上記いずれも該当しない

[長期安定適格太陽光発電事業者の該当]の選択

該当する全ての選択肢を選択します

※太陽光の場合のみ表示されます

2-3. 変更手続/情報入力[変更内容選択]



エリアへの該当等を選択します。

周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当	
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当	<input type="checkbox"/> 該当する

なっている地域森林計画対象民有林
②国土規制法第10条第1項の規定により都道府県知事（指定都市）

該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか	
該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか	<input type="checkbox"/> 該当する

工事規制区域
⑤砂防法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地（砂防指定地）
⑥地すべり等防止法第3条第1項の規定により主務大臣が指定し

該当するエリア	
該当するエリア	<input type="checkbox"/> (1) 認定申請要件許認可（上記①～⑤の許認可）の対象エリア <input type="checkbox"/> (2) 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は土石流危険渓流 <input type="checkbox"/> (3) 条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア

[周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当]の選択
該当する選択肢を選択します

[該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか]の選択
該当する選択肢を選択します

[該当するエリア]の選択
該当する選択肢を選択します（複数選択可）
※[周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当]で該当するを選択した場合のみ表示されます

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



申請内容	事業者情報	発電設備 情報	発電設備の 設置場所
------	-------	------------	---------------

「事業者情報」タブをクリックします

[事業者情報]を変更する場合

事業者情報

登記簿上の記載内容と一致させること。
字名まで必ず入力してください。

	変更前	変更後
事業者名を変更しますか?		<input type="checkbox"/> 新たに事業者を登録します
事業者情報を編集する		<input type="checkbox"/>
設備利用者区分 必須	屋根貸しに該当しない	屋根貸しに該当しない ▼
地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること
課税事業者の該否 必須	課税事業者に該当しない	課税事業者に該当しない ▼
事業者名 変更理由		
事業者名 備考		

[事業者]の変更

【事業者情報を編集する】を選択すると、編集する項目が表示されます
 ※編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、変更認定申請で行える変更の場合は、【新たに事業者を登録します】にチェックを付けて、新しく情報を登録してください。
 変更認定申請で行えない変更の場合は別途事後変更届出を行ってください。

[設備利用者区分]の変更
(太陽光のみ)
※該当の区分をリストより選択します

[地方税法第七十二条の四に規定する法人]の選択

- ・事業者を変更した場合などで、地方税法第七十二条の四に該当する法人などが事業者となる場合、チェックを入れてください。
- ・**該当する場合のみ、チェックを入れてください。**

※注意

該当しないのにチェックが入っている場合、電力会社で認めない可能性があります。該当しない場合は必ずチェックを外してください。

[変更理由区分]の選択

※事業者情報を変更する場合、変更理由や備考を入力してください

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

課税事業者の該否	課税事業者に該当する (インボイス発行事業者に該当) ▼
インボイス登録年月日 必須	2017/05/01
法人番号/インボイス発行事業者の登録番号 必須	1234567890123

[インボイス登録年月日]を入力します

「課税事業者に該当する (インボイス発行事業者に該当する)」を選択した場合、インボイスの登録年月日を入力してください。

[課税事業者の該否]の変更

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、「**課税事業者に該当する (インボイス発行事業者に該当する)**」を選択してください。

※価格の変更を伴う変更を行う場合、当該欄は必須となります。

[法人番号/インボイス発行事業者の登録番号]を入力します

「課税事業者に該当する (インボイス発行事業者に該当する)」を選択した場合、法人番号がある場合には国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号（「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字）を入力してください。

※[事業者名を変更しますか？]で「新たに事業者を登録します」を選択した場合または[事業者情報を編集する]を選択されている状態で、[法人個人区分]が「法人」または「公共法人」の場合、当該欄は事業者名欄の下に表示されます。（P.38参照）

インボイス取消又は失効年月日 必須	2017/05/01
--------------------------	------------

[インボイス取消又は失効年月日]を入力します

法人番号/インボイス発行事業者の登録番号を変更せず「課税事業者に該当する (インボイス発行事業者に該当する)」から「課税事業者に該当しない」へ変更する場合、インボイスの取消又は失効年月日を入力してください。

[事業者情報を編集する]を選択した場合

…[マニュアルP.30](#)へ

[事業者名を変更しますか？]で「新たに事業者を登録します」を選択した場合

…[マニュアルP.33](#)へ

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[事業者情報を編集する]を選択した場合（個人の場合）

事業者名を変更しますか？		<input type="checkbox"/> 新たに事業者を登録します	
事業者情報を編集する		<input checked="" type="checkbox"/>	編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、変更認定申請で行える変更の場合は「事業者名を変更する」を選択し、変更認定申請を行ってください。
設備利用者区分 必須	屋根貸しに該当しない	屋根貸しに該当しない ▾	
地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること	
事業者名 必須	姓（ふりがな） 名（ふりがな） けいざい たろう 姓 名 経済 太郎	姓（ふりがな） 名（ふりがな） <input type="text" value="けいざい"/> <input type="text" value="たろう"/> 姓 名 <input type="text" value="経済"/> <input type="text" value="太郎"/>	[全角文字] 「氏名」欄は、姓・名・姓・名・姓・名の順に入力してください。 ※姓・名・姓・名・姓・名の順に入力してください。 ※姓・名・姓・名・姓・名の順に入力してください。 ※姓・名・姓・名・姓・名の順に入力してください。
事業者の住所（郵便番号）	〒 105-0004	〒 <input type="text" value="105"/> - <input type="text" value="0004"/> <input type="button" value="住所反映"/>	
事業者の住所 必須	ふりがな： とうきょうとみなとくしんぼし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋1-1-1 変更前の住所： 東京都港区新橋1-1-1	ふりがな <input type="text" value="とうきょうとみなとくしんぼし"/> 都道府県 <input type="text" value="東京都"/> 市区町村 <input type="text" value="港区"/> 町名・番地 <input type="text" value="新橋1-1-1"/>	[全角文字] 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。 町名・番地については、手入力してください。 丁目・番地・号の区切りは、必ず全角ハイフン（-）を使用してください。 例1：1丁目1番地1号 → 1-1-1 例2：2丁目1000番地 → 2-1000 区切りが全角ハイフンでない場合、不備として差し戻しとなり、審査期間が延びることがございますのでご注意ください。
事業者名 変更理由	<input type="text"/>		
事業者名 備考	<input type="text"/>		

[姓（ふりがな）]
 [名（ふりがな）]
 [事業者の住所（ふりがな）]
 の変更

※上記以外の項目を変更したい場合は【新たに事業者を登録します】にチェックを付けて、新しく情報を登録してください。

※変更認定申請で行えない変更の場合は別途事後変更届出を行ってください。

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[事業者情報を編集する]を選択した場合（法人・公共法人の場合）

事業者名	<p>必須</p> <p>事業者名（ふりがな） かぶしきがいしゃほうじん</p> <p>事業者名 株式会社法人</p>	<p>事業者名（ふりがな） かぶしきがいしゃほうじん</p> <p>事業者名 株式会社法人</p>	<p>[全角文字] 「事業者名」を入力してください。 ※電力会社との電力供給 記載してください。 ※企業名は「（株 「株式会社」等の ※本項目以下の設 ーター計測による は、既存認定発 の内容を入力して ※入力できない文 ナで入力してくだ ※ふりがなは、ひ い。</p>
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号	<p>必須</p> <p>法人番号未取得 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>法人番号を持っている場合、こちら（国税庁「法人番号公表サイト」）から検索してください。 法人番号を持っていない場合、「法人番号未取得」にチェックをしてください。</p> <p>1234567890123</p> <p>法人番号未取得 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>[半角数字13桁]</p>
法人の代表者氏名	<p>必須</p> <p>役職： 代表取締役</p> <p>ふりがな： とうきょう じろう</p> <p>氏名： 東京 次郎</p>	<p>役職 代表取締役</p> <p>ふりがな とうきょう じろう</p> <p>氏名 東京 次郎</p>	<p>[全角文字] 「代表権のある代 さい。 入力できない文字 で入力してくださ</p>
事業者の住所（郵便番号）	〒 100-0001	〒 100 - 0001 住所反映	
事業者の住所	<p>必須</p> <p>ふりがな： とうきょうとちよだくちよだ 都道府県： 東京都 市区町村： 千代田区 町名・番地： 千代田1 変更前の住所： 東京都千代田区千代田1</p>	<p>ふりがな とうきょうとちよだくちよだ</p> <p>都道府県 東京都</p> <p>市区町村 千代田区</p> <p>町名・番地 千代田1</p>	<p>[全角文字] 住所反映ボタンを 県・市区町村が都 町名・番地につい い。 丁目・番地・号の フン（-）を使用 例）1丁目1番地 例）2丁目1000番地 区切りが全角ハイフンでない場合、不備と して差し戻しとなり、審査期間が延びるこ とがございますのでご注意ください。</p>
法人の代表電話番号	<p>必須</p> <p>01-2345-6799</p>	01-2345-6799	<p>[半角数字] ハイフンつきの半角数字を入力してくだ さい。 携帯電話番号は原則不可となります。固定 電話がない場合のみ携帯電話番号を入力し てください。</p>

[事業者名（ふりがな）]
[法人番号／インボイス発行事業者の登録番号]
[法人番号未取得]
[法人の代表者氏名（役職）]
[法人の代表者氏名（ふりがな）]
[法人の代表者氏名（氏名）]
[事業者の住所（ふりがな）]
[法人の代表電話番号]
の変更

※上記以外の項目を変更したい場合は【新たに事業者を登録します】にチェックを付けて、新しく情報を登録してください。

※変更認定申請で行えない変更の場合は別途事後変更届出を行ってください。

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[事業者情報を編集する]を選択した場合（法人・公共法人の場合）

[役員なし]チェック

※登録する役員がない場合のみ、役員なしにチェックを付します

法人の役員情報【変更後】

役員なし

No	必須	法人の役員氏名									
1		<table border="1"><tr><td>役職</td><td>課長</td><td>[全角文字]</td></tr><tr><td>ふりがな</td><td>とうきょうほうじん じろう</td><td>[全角ひらがな]</td></tr><tr><td>氏名</td><td>東京法人 二郎</td><td>[全角文字]</td></tr></table> <p>追加 コピー 削除</p>	役職	課長	[全角文字]	ふりがな	とうきょうほうじん じろう	[全角ひらがな]	氏名	東京法人 二郎	[全角文字]
役職	課長	[全角文字]									
ふりがな	とうきょうほうじん じろう	[全角ひらがな]									
氏名	東京法人 二郎	[全角文字]									

「追加」：複数の[法人の役員情報]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

[役職](全角文字)
[氏名(ふりがな)](全角ひらがな)
[氏名](全角文字)
を入力します

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択した場合

法人個人区分	必須	個人	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">法人 ▼ 法人 個人 公共法人</div>	<p>法人：株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含む。</p> <p>公共法人：地方税法第72条の4に規定する以下の法人をいう。 ①都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体 ②地方独立行政法人 ③法人税法 別表第一に規定する独立行政法人 ④国立大学法人等及び日本司法支援センター ⑤沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構 ⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団</p>
--------	-----------	----	--	--

[法人個人区分]を選択します

[個人]を選択した場合・・・マニュアルP.35へ

[法人]を選択した場合・・・マニュアルP.38へ

[公共法人]を選択した場合・・・マニュアルP.34へ

[法人][公共法人]詳しい選択方法は画面右側の※欄外を参照

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“公共法人”を選択した場合

公共法人詳細

[公共法人詳細]を選択します
※マニュアルP.38へ

- ①都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区その他政令で定める公共団体
- ②地方独立行政法人
- ③法人税法別表第一に規定する独立行政法人
- ④国立大学法人等及び日本司法支援センター
- ⑤沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構
- ⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“個人”を選択した場合（2/3）

事業者の住所（郵便番号） **必須** 〒 105-0004

〒 123 - 4567 **住所反映**

※数字
郵便番号が分からない方は、[こちら（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」](#)）から検索してください。

[郵便番号](半角数字)を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない方は欄外のリンクより検索します

住所を選択し「登録」ボタンをクリックします
[都道府県]・[市区町村]が自動入力されます

住所選択

以下から該当する住所を選択して「選択」ボタンを押してください。

選択	No	郵便番号	住所
<input type="checkbox"/>	1	1000013	東京都千代田区霞が関

閉じる

「ふりがな」(全角文字)を入力します

※数値は入力不要です

事業者の住所 **必須**

ふりがな： とうきょうとちよだくちよだ
都道府県： 東京都
市区町村： 千代田区
町名・番地： 千代田1-2-3

ふりがな
都道府県
市区町村
町名・番地

[全角文字]
住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。
町名・番地については、手入力してください。
丁目・番地・号の区切りは、**必ず全角ハイフン(-)**を使用してください。
例1：1丁目1番地1号 → 1-1-1
例2：2丁目1000番地 → 2-1000
区切りが全角ハイフンでない場合、不備として差し戻しとなり、審査期間が延びることがございますのでご注意ください。

「町名・番地」を入力します

※数値を含め、すべて全角で入力します
必ず全角ハイフン(-)を使用してください

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“個人”を選択した場合（3/3）

1	電話番号	必須	03-1234-5678	<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
2	内線番号			<input type="text" value="1234567890"/>	[半角数字]
3	FAX番号			<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
4	メールアドレス	必須	test@test.jp	<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/> <input type="checkbox"/> 事業者のメールアドレスなし	[半角英数字] ※申請等の審査結果等に係る連絡は本メールアドレスにて行います。
5	メールアドレス（確認）	必須		<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/>	

1.「電話番号」(半角数字)を入力します
※ハイフン付きの半角数字を入力します

2.「内線番号」(半角数字)を入力します(任意)

3.「FAX番号」(半角数字)を入力します(任意)
※ハイフン付きの半角数字を入力します

4.[メールアドレス](半角英数)を入力します
※代行申請の場合、書類添付画面にて事業者の「印鑑証明書」と事業者からの「委任状」を添付します
※登録者のメールアドレスが自動で設定されます

5.[メールアドレス(確認)](半角英数)を入力します
※確認のため、もう一度メールアドレスを入力します

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で「法人」、「公共法人」を選択した場合（1/5）

<p>事業者名 必須</p>	<p>事業者名 (ふりがな) かぶしきがいしゃほうじん</p> <p>事業者名 株式会社法人</p>	<p>事業者名 (ふりがな) かぶしきがいしゃまるまるしすてむず</p> <p>事業者名 株式会社〇〇システムズ</p>	<p>[全角文字] 「事業者名」を入力してください。 ※電力会社との電力受給契約と同じ名義を記載してください。 ※企業名は「(株)」等の略称にせず、「株式会社」等の記載にしてください。 ※本項目以下の設置者情報について、子メーター計測による設備の申請である場合は、既存認定発電設備の設置者情報と同一の内容を入力してください。 ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。</p>
<p>法人番号/インボイス発行事業者の登録番号 必須</p>	<p>法人番号未取得 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>法人番号を持っている場合 サイト から検索してください。 法人番号を持っていない場合 <input type="checkbox"/> をしてください。</p> <p>1234567890123 法人番号未取得 <input type="checkbox"/></p>	

[事業者名]
事業者名(ふりがな)・・・(全角ひらがな)
事業者名・・・(全角文字)
を入力します

※事業者名は「(株)」等の略称文字や特殊文字を使用せず、「株式会社」等と入力します

[法人番号/インボイス発行事業者の登録番号](半角数字13桁)を入力します

法人番号がある場合には国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を入力してください
 ※法人番号が不明な場合は「[国税庁\(法人番号公表サイト\)](#)」のリンクより、検索し入力してください
 ※法人番号を持っていない場合は「法人番号未取得」にチェックをしてください（なお「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択している場合は未取得をチェックすることはできません。

「法人の代表者氏名」(全角文字)を入力します

※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力します
 ※環境依存文字は入力出来ません
 例) ¥ \$ % + - ± 「『』【】全々○◇□△☆〒
 →←↑↓
 ※合同会社の場合は以下のとおり入力します
 氏名：株式会社〇〇
 役職：代表社員〇〇 〇〇

<p>法人の代表者氏名 必須</p>	<p>役職</p> <p>ふりがな とうさよう たろう</p> <p>氏名 東京 太郎</p>
---	---

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“法人”、“公共法人”を選択した場合（2/5）

事業者の住所（郵便番号） **必須** 〒 105-0004

〒 123 - 4567 **住所反映**

※ [半角数字]
郵便番号が分からない方は、[こちら（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）](#)から検索してください。

[郵便番号](半角数字)を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします
該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない方は欄外のリンクより検索します

住所を選択し「選択」ボタンをクリックします
[都道府県]・[市区町村]が自動入力されます

[ふりがな](全角文字)を入力します
※数値は入力不要です

[町名・番地]を入力します
※数値を含め、すべて全角で入力します
必ず全角ハイフン (-) を使用してください

住所選択
以下から該当する住所を選択して「選択」ボタンを押してください。

選択	No	郵便番号	住所
<input type="button" value="選択"/>	1	1500013	東京都渋谷区恵比寿

事業者の住所 **必須**

ふりがな： とうきょうとちよだくちよだ
都道府県： 東京都
市区町村： 千代田区
町名・番地： 千代田1-2-3

ふりがな： とうきょうとちよだくかすみがせき △△ま
都道府県：
市区町村：
町名・番地： 霞ヶ関0-00-000

[全角文字]
住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。
町名・番地については、手入力してください。
丁目・番地・号の区切りは、**必ず全角ハイフン (-)** を使用してください。
例1：1丁目1番地1号 → 1-1-1
例2：2丁目1000番地 → 2-1000
区切りが全角ハイフンでない場合、不備として差し戻しとなり、審査期間が延びることがございますのでご注意ください。

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“法人”、“公共法人”を選択した場合（3/5）

「法人の代表電話番号」(半角数字)
を入力します

※ハイフン付きの半角数字を入力します
※携帯電話番号は原則不可となります。固定電話がない場合のみ携帯電話番号を入力してください。

「法人の代表連絡先メールアドレス」(半角英数)
を入力します

※法人の代表連絡先メールアドレスがない場合は、担当者のメールアドレスを入力します

法人の代表電話番号	必須	03-1234-5678	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
法人の代表連絡先メールアドレス	必須	fit-mail@fit-portal.go.jp	[半角英数字] 法人の代表連絡先メールアドレスがない場合は、担当者のメールアドレスを入力してください。
法人の代表連絡先メールアドレス (確認)	必須	fit-mail@fit-portal.go.jp	
担当者の氏名	必須	姓 (ふりがな) とうきょう 名 (ふりがな) たろう 姓 東京 名 太郎	[全角文字] 申請等の審査結果等に係る連絡先を入力してください。 入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。 外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様に入れてください。Middle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入力してください。 ふりがなは、ひらがなで入力してください。

「法人の代表連絡先メールアドレス(確認)」(半角英数)
を入力します

※確認のため、もう一度メールアドレスを入力します

「担当者の氏名」を入力します

※全て入力必須です

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“法人”、“公共法人”を選択した場合（4/5）

1	担当者連絡先電話番号 必須	03-1234-5678	<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
2	担当者連絡先内線番号		<input type="text" value="1234567890"/>	[半角数字]
3	担当者連絡先FAX番号		<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
4	担当者連絡先メールアドレス 必須	test@test.jp	<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/> <input type="checkbox"/> 事業者のメールアドレスなし	[半角英数字] ※申請等の審査結果等に係る連絡は本メールアドレスにて行います。
5	担当者連絡先メールアドレス(確認) 必須		<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/>	

1.「担当者連絡先電話番号」(半角数字)を入力します

※ハイフン付きの半角数字を入力します

2.「担当者連絡先内線番号」(半角数字)を入力します(任意)

3.「担当者連絡先FAX番号」(半角数字)を入力します(任意)

※ハイフン付きの半角数字を入力します

4.[担当者連絡先メールアドレス](半角英数)を入力します

※代行申請の場合、書類添付画面にて事業者の「印鑑証明書」と事業者からの「委任状」を添付します

※登録者のメールアドレスが自動で設定されます

5.[担当者連絡先メールアドレス(確認)](半角英数)を入力します

※確認のため、もう一度メールアドレスを入力します

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“法人”、“公共法人”を選択した場合（5/5）

[役員なし]チェック

※登録する役員がない場合のみ、役員なしにチェックを付します

法人の役員情報【変更後】

変更後にはすべての役員を入力してください。

役員なし

No	必須	法人の役員氏名
1		<p>※登記簿謄本に記載されている役員のうち、 申請している再生可能エネルギー発電事業計画に関係する者（代表者を除く。）を全員正確に入力してください。</p> <p>役職 <input type="text"/> [全角文字]</p> <p>ふりがな <input type="text" value="とうきょう たろう"/> [全角ひらがな]</p> <p>氏名 <input type="text" value="東京 太郎"/> [全角文字]</p> <p><input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="コピー"/> <input type="button" value="削除"/></p> <p>変更理由 <input type="text"/></p> <p>備考 <input type="text"/></p>

「追加」：複数の[法人の役員情報]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

[役職](全角文字)
[氏名(ふりがな)](全角ひらがな)
[氏名](全角文字)
を入力します

2-3.変更手続/情報入力[発電設備区分]



申請内容	事業者情報	発電設備情報	発電設備の設置場所	太陽光発電設備	風力発電設備	水力発電設備
------	-------	--------	-----------	---------	--------	--------

「発電設備情報」タブをクリックします

[発電設備区分]を変更する場合

特例太陽光の場合

	変更前	変更後	
発電設備区分	特例太陽光	特例太陽光	※「太陽光発電設備のみ」とは、発電設備が10kW未満の太陽光発電設備を指します。また、押上げ効果のない蓄電池等を含む設備も含まれます。 ※「太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの」とは、太陽光発電設備に自家発電設備等(家庭用燃料電池や家庭用ガスコジェネなど)を併設するものを指します。
特例太陽光ダブル発電区分	必須 太陽光発電設備のみ	太陽光発電設備のみ	
発電設備区分 変更理由	<input type="text"/>		
発電設備区分 備考	<input type="text"/>		

[特例太陽光ダブル発電区分]の変更

※必須項目のため、
選択リストから該当する区分を必ず選択してください

太陽光の場合

	変更前	変更後	
発電設備区分	必須 太陽光 10kW未満 (太陽光発電設備のみ)	太陽光 10kW未満 (太陽光発電設備のみ)	※「太陽光発電設備のみ」とは、発電設備が10kW未満の太陽光発電設備を指します。また、押上げ効果のない蓄電池等を含む設備も含まれます。 ※「太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの」とは、太陽光発電設備に自家発電設備等(家庭用燃料電池や家庭用ガスコジェネなど)を併設するものを指します。
発電設備区分 変更理由	<input type="text"/>		
発電設備区分 備考	<input type="text"/>		

[発電設備区分]の変更

※該当する区分を選択リストより選択します

2-3.変更手続/情報入力[発電設備区分]



[発電設備区分]を変更する場合

風力の場合

	変更前	変更後
発電設備区分	風力 (陸上風力リブレースを除く)	風力 (陸上風力リブレースを除く)

[発電設備区分]の変更

※該当する区分を選択リストより選択します

水力の場合

	変更前	変更後
発電設備区分	水力 200kW未満	水力 200kW未満

[発電設備区分]の変更

※該当する区分を選択リストより選択します

地熱の場合

	変更前	変更後
発電設備区分	地熱 15,000kW未満	地熱 15,000kW未満

[発電設備区分]の変更

※該当する区分を選択リストより選択します

バイオマスの場合

	変更前	変更後
発電設備区分	バイオマス メタン発酵ガス(バイオマス由来)	バイオマス メタン発酵ガス(バイオマス由来)

[発電設備区分]の変更

※該当する区分を選択リストより選択します

2-3.変更手続/情報入力[発電設備の出力]など



[発電設備の出力]、[最大受電電力]を変更する場合

発電設備の出力 (kW) 必須	55.0	<input type="text" value="55.000"/>
最大受電電力 (kW)	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者	<input type="text" value="12.34"/> <input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者
屋根設置価格適用の申請を行いますか？（価格の変更を伴う変更の場合のみ選択します）	<input type="text" value="--なし--"/>	
発電設備の出力 (kW) 変更理由区分	<input type="text" value="--なし--"/>	
発電設備の出力 (kW) 備考	<input type="text"/>	

[発電設備の出力(kW)]の変更

※半角数字(小数点第1位まで)
 ※小数点第3位まで記載されますが、変更する場合は小数点第1位までの入力としてください

[最大受電電力(kW)]の変更

※発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を入力してください
 ※小数点第三位以下を切り捨て、小数点第二位まで入力します。

※太陽光10kW以上または複数太陽光発電設備設置事業の設備において、価格の変更を伴う変更を行う場合は選択してください
 ※申請をしますを選択された方は遵守事項の同意ならびに書類添付画面で必要書類の添付を行ってください

「発電設備の出力 (kW)」を変更する場合は、
 「発電設備の出力 (kW) 変更理由区分」を選択してください
 ※該当する区分を選択リストより選択します

「発電の出力 (kW) 備考」は記載すべき事項があれば入力してください

2023年9月13日より、運転開始後の太陽光設備が10kW以上から10kW未満へ出力を変更する場合、または運転開始後の複数太陽光発電設備設置事業が通常の10kW未満太陽光設備へ変更する場合は、以下の条件を満たす必要があります。

【申請内容】

- ・太陽電池の合計出力 (kW) が10kW未満
- ・給電用コンセントの有無が有
- ・パワーコンディショナーの自立運転機能が有
- ・廃棄等関係の計画の入力

【添付書類】

- | | | |
|---------|--------------------------|----------------------|
| <共通> | ・パネル外観の写真 | ・パネル外観の写真（撤去前・中・後） |
| <廃棄の場合> | ・解体撤去業者に廃棄等を依頼した契約書及び領収書 | ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し |
| <売却の場合> | ・買取業者に売却した契約書及び領収書 | |

2-3. 変更手続/情報入力[複数太陽光発電設備設置事業の該当性]など



[複数太陽光発電設備設置事業の該当性]、[地域活用要件の具備]を変更する場合

屋根貸しに該当する場合

複数太陽光発電設備設置事業の該当性		<p>--なし--</p> <p>--なし--</p> <p>第一種複数太陽光発電設備設置事業</p> <p>第二種複数太陽光発電設備設置事業</p>	<p>10kW未満の屋根置き太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再エネ電気を電気事業者に供給する事業のうち、当該事業に用いる太陽光発電設備の合計が、10kW以上50kW未満となるものは「第一種複数太陽光発電設備設置事業」、50kW以上となるものは「第二種複数太陽光発電設備設置事業」を選択してください。</p> <p>〔第一種複数太陽光発電設備設置事業〕は、自家消費型の地域活用要件を設定し、10kW以上50kW未満の調達価格等が適用されます。</p> <p>〔第二種複数太陽光発電設備設置事業〕は、自家消費型の地域活用要件を設定し、</p>
-------------------	--	---	---

[複数太陽光発電設備設置事業の該当性]の変更

- ※ 欄外の説明をよく確認の上、該当する選択肢を正しく選択してください
- ※ 調達価格の変更が伴う申請の場合、必須となります

第一種複数太陽光発電設備設置事業、または太陽光10kW以上50kW未満の場合

地域活用要件の具備	<p>--なし--</p> <p>--なし--</p> <p>具備する</p> <p>具備しない</p>	<h3>[地域活用要件の具備]の変更</h3>	<p>価格の変更を伴う申請を行う場合に必須となります。地域活用要件の具備によって適用される価格が異なる（具備する：12円、具備しない：11円）ためご注意ください。なお「具備する」を選択された場合、以下のすべてを満たす必要があります。①パワーコンディショナーの自立運転機能の有無が“有”、②給電用コンセントの有無が“有”、③自家消費等の比率（%）が“30%以上”または農地一時転用許可申請予定の有無が“有”</p>
-----------	--	-------------------------	--

2-3. 変更手続/情報入力[パワーコンディショナーの自立運転機能の有無]など



[パワーコンディショナーの自立運転機能の有無]、[給電用コンセントの有無]を変更する場合

第一種複数太陽光発電設備設置事業、または太陽光10kW以上50kW未満の場合

パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
パワーコンディショナーの出力 (kW)	<input type="text"/>
パワーコンディショナーの自立運転機能の出力 (kW)	<input type="text"/>
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無 変更理由	<input type="text"/>
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無 備考	<input type="text"/>

[パワーコンディショナーの自立運転機能の有無]の変更

※"有"を選択すると、入力欄に入力できるようになるのでそれぞれ入力してください

「パワーコンディショナーの自立運転機能の有無」を変更する場合は、「変更理由」を入力してください
「備考」は記載すべき事項があれば入力してください

<input checked="" type="radio"/> 有
パワーコンディショナーの出力 (kW)
<input type="text" value="12.3"/>
パワーコンディショナーの自立運転機能の出力 (kW)
<input type="text" value="12.3"/>
<input type="radio"/> 無

[給電用コンセントの有無]の変更

給電用コンセントの有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
給電用コンセントの有無 変更理由	<input type="text"/>
給電用コンセントの有無 備考	<input type="text"/>

「給電用コンセントの有無」を変更する場合は、「変更理由」を入力してください
「備考」は記載すべき事項があれば入力してください

2-3.変更手続/情報入力[発電設備の名称]



[発電設備の名称]を変更する場合

発電設備の名称	<input type="text" value="経済住宅A区画発電設備"/>	[全角文字] 事業者名の変更に伴って変更する場合のみ変更してください。 それ以外の場合は、事後変更届出にて届け出てください。
発電設備の名称 変更理由	<input type="text"/>	
発電設備の名称 備考	<input type="text"/>	

[発電設備の名称]の変更

- ※変更がある場合は、変更理由を入力してください
- ※備考がある場合は、備考欄に入力してください

2-3. 変更手続/情報入力[発電設備の設置場所に係る事項]



申請内容	事業者情報	発電設備情報	発電設備の設置場所	発電設備の設置場所	発電設備の設置場所	発電設備の設置場所
------	-------	--------	-----------	-----------	-----------	-----------

「発電設備の設置場所」タブをクリックします

[発電設備の設置場所に係る事項]を変更します

発電設備の設置場所に係る事項【変更前】

No	郵便番号	住所
1 代表地番 ✓	〒 105-0004	都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋1 住所（連結値）： 東京都港区新橋1

※代表地番以外の設置場所は[こちら](#)

代表地番の住所のみ表示されます。
代表地番以外の住所が登録されている場合はこちらのリンクから参照可能です。

発電設備の設置場所に係る事項【変更後】

地番の追加・削除又は、設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合に、申請してください。
市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所に変更がある場合は、事前変更届出で届出してください。
郵便番号が分からない方は、[こちら](#)（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）から検索してください。
本画面では代表地番のみ入力可能です。複数の地番を入力する場合は次画面で入力してください。

No	郵便番号	住所
1 代表地番 ✓	〒 105 - 0004 <input type="button" value="住所反映"/>	都道府県 東京都 市区町村 港区 町名・番地 新橋1

住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。
町名・番地については、手入力してください。

※当初認定された地番の全てを削除することはできませんので、ご注意ください！

変更理由区分
 地番追加
 地番削除
 移設

変更理由
 移設の場合は、必ず変更理由を入力してください。

[発電設備の設置場所に係る事項]の変更

※本画面では代表地番のみ入力可能です。代表地番以外を入力する場合は[設置場所入力画面（P.83）](#)にて入力してください。

- ・代表地番
- ・郵便番号
- ・住所
- ・住所追加
- ・変更理由区分
- ・変更理由

※地番の追加・削除又は、発電設備の移設による発電設備の設置場所の変更がある場合に、申請してください

※市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所に変更がある場合は、事前変更届出で届出してください

注意

- ・変更理由区分が移設の場合は、変更理由を必ず入力してください
- ・移設と一緒に他の変更理由区分を選択することはできません

2-3. 変更手続/情報入力[事業区域の面積]など



[事業区域の面積]、[太陽光発電設備の設置形態]を変更する場合

事業区域の面積(m ²)	1,500	<input type="text" value="1,500"/>	<p>[半角数字] 地番の分筆・合筆等で、変更前と変更後の事業区域の面積に変更がない場合は、「地番の分筆、合筆による変更」として事前変更届出で申請を行ってください。</p>
事業区域の面積(m ²) 変更理由	<input type="text"/>		
事業区域の面積(m ²) 備考	<input type="text"/>		

[事業区域の面積 (m²)]の変更
 ※変更する場合は、変更理由を入力してください
 ※備考は記載すべき事項があれば入力してください

太陽光（特例太陽光）の場合

太陽光発電設備の設置形態 必須 太陽光発電設備の設置形態 変更理由 太陽光発電設備の設置形態 備考	屋根設置 <input checked="" type="checkbox"/> 既設の建物等 <input type="radio"/> 建設中・予定の建物等 <input type="radio"/> 2022年1月17日以前に建物を設置 <input type="checkbox"/> 建物の所有 <input checked="" type="radio"/> 事業者が所有 <input type="radio"/> 事業者以外が所有 <input type="radio"/> 事業者が事業者以外と共有 建物の種類 -- なし -- 地上設置 <input checked="" type="checkbox"/> 野立て <input checked="" type="radio"/> 営農型 <input type="radio"/> 水上 <input type="radio"/> 土地の所有 <input checked="" type="radio"/> 事業者が所有 <input type="radio"/> 事業者以外が所有 <input type="radio"/> 事業者が事業者以外と共有	建物とは、原則として、不動産登記法111条「建物」は、屋根及び側壁又はこれらに類するもの... ※変更する場合は、該当する項目をそれぞれ選択します ※変更する場合は、変更理由を入力してください ※備考は記載すべき事項があれば入力してください ※2023年度より太陽光50kW以上の申請においては一戸建ての住宅を選択して申請を行うことはできません	
	太陽光発電設備の設置形態 変更理由	地上設置 <input checked="" type="checkbox"/> 野立て <input checked="" type="radio"/> 営農型 <input type="radio"/> 水上 <input type="radio"/> 土地の所有 <input checked="" type="radio"/> 事業者が所有 <input type="radio"/> 事業者以外が所有 <input type="radio"/> 事業者が事業者以外と共有	
	太陽光発電設備の設置形態 備考		

[太陽光発電設備の設置形態]の変更
 ※変更する場合は、該当する項目をそれぞれ選択します
 ※変更する場合は、変更理由を入力してください
 ※備考は記載すべき事項があれば入力してください
 ※2023年度より太陽光50kW以上の申請においては一戸建ての住宅を選択して申請を行うことはできません

2-3.変更手続/情報入力[農地一時転用許可申請予定の有無]



[農地一時転用許可申請予定の有無]を変更する場合

太陽光10kW以上50kW未満の場合

農地一時転用許可申請予定の有無

有
無

農地一時転用許可申請予定の有無 変更理由

農地一時転用許可申請予定の有無 備考

有
一時転用期間(見込み)(年)

法第9条第3項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可(ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの)を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。

無

[農地一時転用許可申請予定の有無]の変更

※"有"を選択すると、「一時転用期間(見込み)(年)」の入力、「遵守事項」のチェックができるようになるので、それぞれ入力、チェックをしてください

「農地一時転用許可申請予定の有無」を変更する場合は、「変更理由」を入力してください
「備考」は記載すべき事項があれば入力してください

2-3.変更手続/情報入力[太陽電池に係る事項]



申請内容	事業者情報	発電設備情報	発電設備の設置場所	太陽電池に係る事項	保...
------	-------	--------	-----------	------------------	------

「太陽電池に係る事項」タブをクリックします

[太陽電池に係る事項]を変更する場合

型式リストから型式を選択して登録を行っていた場合

太陽光（特例太陽光）の場合

No	太陽電池
1	製造事業者名： AEソーラー 種類： A1：単結晶のシリコンを 変換効率： 18.80% 変換効率種別： 実効 型式番号： AE270M6-60 枚数： 200 除外事項該当性： <input type="checkbox"/>

[太陽電池]の変更・追加

※変更する場合は、変更理由区分を選択してください（50kW未満のみ）
※型式登録がなされていない「型式」への変更はできませんので、
パネルメーカーが型式登録を行う必要がありますので、
パネルメーカーにお問い合わせください

太陽電池に係る事項【変更後】

No	太陽電池
1	型式変更フラグ 型式変更あり <input type="button" value="型式リスト"/> 製造事業者名： AEソーラー 種類： A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池 変換効率： 18.80% 変換効率種別： 実効 型式番号： AE270M6-60 枚数 <input type="text" value="200"/> <small>[半角数字]</small> 除外事項該当性： <input type="checkbox"/> <input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="削除"/> 変更理由区分 --なし-- 備考 <input type="text"/>

型式変更ありを選択します

型式変更ありを選択すると、[型式リスト]ボタンが表示され、型式リストから選択できます

パネル数を変更します

追加したい場合は追加ボタンを選択します

2-3. 変更手続/情報入力[太陽電池に係る事項]



[太陽電池に係る事項]を変更する場合

手入力で型式の登録を行っていた場合

太陽光（特例太陽光）の場合

No	太陽電池
1	製造事業者名 種類 変換効率 変換効率種別 型式番号 枚数： 25 除外事項該当性： <input type="checkbox"/>

型式変更ありを選択すると、各項目を手入力に変更できるようになります
※ただし、すでに型式リストに登録のある型式への変更の場合は
次の追加の方法で必ず型式リストから選択してください。

太陽電池に係る事項【変更後】

No	太陽電池																								
1	<table><tr><td>型式変更フラグ</td><td>型式変更あり</td></tr><tr><td>製造事業者名</td><td>ANTARIS SOLAR</td></tr><tr><td>種類</td><td>A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池</td></tr><tr><td>変換効率（%）</td><td>15.70</td></tr><tr><td>変換効率種別</td><td>実効</td></tr><tr><td>型式番号</td><td>AS P 6 0 2 3 0</td></tr><tr><td>枚数</td><td>25 [半角数字]</td></tr><tr><td>除外事項該当性</td><td><input type="checkbox"/></td></tr><tr><td>追加</td><td>削除</td></tr><tr><td>変更理由区分</td><td>--なし--</td></tr><tr><td colspan="2">手入力型式を変更する場合は、選択型式に変更できない理由を太陽電池備考に記述してください。</td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table>	型式変更フラグ	型式変更あり	製造事業者名	ANTARIS SOLAR	種類	A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池	変換効率（%）	15.70	変換効率種別	実効	型式番号	AS P 6 0 2 3 0	枚数	25 [半角数字]	除外事項該当性	<input type="checkbox"/>	追加	削除	変更理由区分	--なし--	手入力型式を変更する場合は、選択型式に変更できない理由を太陽電池備考に記述してください。		備考	
型式変更フラグ	型式変更あり																								
製造事業者名	ANTARIS SOLAR																								
種類	A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池																								
変換効率（%）	15.70																								
変換効率種別	実効																								
型式番号	AS P 6 0 2 3 0																								
枚数	25 [半角数字]																								
除外事項該当性	<input type="checkbox"/>																								
追加	削除																								
変更理由区分	--なし--																								
手入力型式を変更する場合は、選択型式に変更できない理由を太陽電池備考に記述してください。																									
備考																									

2-3. 変更手続/情報入力[太陽電池に係る事項]



[太陽電池に係る事項]を変更する場合

太陽光（特例太陽光）の場合

型式を追加する場合

1	型式番号: AE270M6-60
	枚数: 200 [半角]
	除外事項該当性: <input type="checkbox"/>
	<input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="削除"/>
	変更理由区分: --なし--

追加ボタンをクリックして型式登録する欄を追加します
※追加ボタンをクリックすると、入力する欄が増えますので、
増やしたパネルの型式を追加してください



No	太陽電池
2	<input type="button" value="型式リスト"/> 製造事業者名: 種類: 変換効率: 変換効率種別: 型式番号: 枚数: [半角数字] 除外事項該当性: <input type="checkbox"/> <input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="削除"/> 変更理由区分: --なし-- 備考:

2-3.変更手続/情報入力[太陽電池の合計出力]



[太陽電池の合計出力]を変更する場合

太陽光（特例太陽光）の場合		変更後	
太陽電池の合計出力 (kW)	47.4	<input type="checkbox"/> 太陽電池の合計出力増加による価格変更について新ルールを適用します 増設後の一括積立相当額の積立方法 <input type="text" value="--なし--"/> <input type="text" value="47.400"/> <input type="checkbox"/> 合計出力を確認しました <input type="button" value="合計を計算"/>	必ず合計出力を確認し、「合計出力を確認しました」のチェックをしてください。 (※変更がない場合であっても確認をお願いします。) 太陽電池に係る事項で型式リストからのみ選択している場合は、「合計を計算」ボタンをクリックすることで自動計算を行えます。自動計算の結果は太陽電池毎に (W) 単位で (「太陽電池に係る事項」にて選択された太陽電池の出力) × (「太陽電池に係る事項」にて入力された枚数) を計算し、その合計値を (kW) に変換したものを小数点第2位を切り捨てた値です。 太陽電池に係る事項で型式リストから選択されていない場合は、太陽電池毎に (W) 単位で (太陽電池の出力) × (枚数) を計算

[太陽電池の合計出力]の変更

※必ず合計出力を確認し、「合計出力を確認しました」のチェックをしてください<変更がない場合であっても確認をお願いしています>

※太陽電池に係る事項で型式リストからのみ選択している場合は、「合計を計算」ボタンをクリックすることで、自動計算した値を自動反映することができます(手入力も可能です)【自動計算の式：太陽電池毎に (W) 単位で (「太陽電池に係る事項」にて選択された太陽電池の出力) × (「太陽電池に係る事項」にて入力された枚数) を計算し、その合計値を (kW) に変換したものを小数点第2位を切り捨て】

※太陽電池に係る事項で型式リストから選択されていない場合は、太陽電池毎に (W) 単位で (太陽電池の出力) × (枚数) を計算し、その合計値を (kW) に変換したものを小数点第2位を切り捨てて、小数第1位まで入力してください

※パネルの増設・更新の際に、パネルの合計出力のうち、既設部分は従前の価格を維持し、増設・更新に係る部分には新たな価格を適用した上で、2つの価格を容量按分して得た価格の適用を受けることができる特例を受ける場合は、「太陽電池の合計出力増加による価格変更について新ルールを適用します」にチェックをしてください(価格変更該当しない変更や、特例を受けない場合はチェックをしないでください。)

※[長期安定適格太陽光発電事業者の該当]で上記いずれも該当しない以外を選択した場合、[増設後の一括積立相当額の積立方法]が表示されます。長期安定適格太陽光発電事業者に該当し、新ルール適用対象の変更を行う場合、積立方法の選択をします。

2-3.変更手続/情報入力[構造図・配線図]



[構造図・配線図]を変更する場合

太陽光（特例太陽光）50kW未満の場合

構造図	必須	標準構造図と同じ	標準構造図と同じ ▼	<p>標準構造図と異なる場合は、申請する設備に係る構造図を様式に記載の上、書類を添付してください。</p> <p>尚、押し上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は、押し上げ効果が無いことを示す構造図とともに押し上げ効果が無いことを示す技術資料も合わせて添付してください。</p>
配線図	必須	標準配線図と同じ	標準配線図と同じ ▼	<p>標準配線図と異なる場合は、申請する設備に係る配線図を様式に記載の上、書類を添付してください。</p> <p>尚、押し上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は、押し上げ効果が無いことを示す配線図とともに押し上げ効果が無いことを示す技術資料も合わせてご提出ください。</p>

[構造図]の変更 [配線図]の変更

構造図、配線図の形態を変更する場合は、両方が同じになります

※「標準構造図と異なる」を選択した場合は「標準配線図と異なる」に自動で設定されます
「標準構造図と同じ」を選択した場合も同様です

※注意

【標準構造図と異なる】【標準配線図と異なる】の選択肢は、発電設備区分で【太陽光発電設備に自家発電設備などを併設するもの】を選択した場合には選ぶことはできません

押し上げ効果がない蓄電池等を含む設備の場合は、押し上げ効果がない事を示す構造図、配線図と一緒に、**「押し上げ効果が無い事を示す技術資料」**をZIPファイルに圧縮して必ず添付してください

2-3. 変更手続/情報入力[風車に係る事項]



申請内容	事業者情報	発電設備情報	発電設備の設置場所	風車に係る事項	保守点検責	事前周知措置	変更内容	代行登録者	印鑑証明書	GビジネスID有無
------	-------	--------	-----------	----------------	-------	--------	------	-------	-------	-----------

「風車に係る事項」タブをクリックします

[風車に係る事項]を変更する場合

風力20kW未満の場合

風車に係る事項の変更

風車に係る事項	必須	製造事業者名 : 型式番号 :	製造事業者名 型式番号	一基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。
製造事業者名 変更理由		<input type="text"/>		
製造事業者名 備考		<input type="text"/>		
型式番号 変更理由		<input type="text"/>		
型式番号 備考		<input type="text"/>		

変更する場合は、「変更理由」を入力してください
「備考」は記載すべき事項があれば入力してください

2-3. 変更手続/情報入力[配線方法]



[配線方法] を変更する場合

太陽光（特例太陽光）の場合

配線方法	必須	<input type="radio"/> Z：全量配線（太陽光） <input checked="" type="radio"/> Y：余剰配線（太陽光）
配線方法 変更理由		<input type="text"/>
配線方法 備考		<input type="text"/>

[配線方法]の変更

※変更する内容の項目を選択します
 ※変更する場合は、変更理由や備考を入力します

上記以外の場合

申請内容	事業者情報	発電設備情報	発電設備の設置場所	発電設備に係る事項	保守点検責任者等	バイオマス使用燃料	変更内容確認	代行登録者情報	印鑑証明書情報	GビジネスID利用の有無
------	-------	--------	-----------	------------------	----------	-----------	--------	---------	---------	--------------

「発電設備に係る事項」タブをクリックします

[配線方法]の変更

※変更する内容の項目を選択します
 ※変更する場合は、変更理由や備考を入力します

配線方法	必須	<input checked="" type="radio"/> A：1需要場所に1引込（太陽光以外） <input type="radio"/> B：2分割した1需要場所に1引込ずつ（太陽光以外） <input type="radio"/> C：特例にて1需要場所に2引込（太陽光以外）
配線方法 変更理由		<input type="text"/>
配線方法 備考		<input type="text"/>

2-3. 変更手続/情報入力[自家発電設備等の設置の有無]など



[自家発電設備等の設置の有無]、
[電気事業者への電気供給量の計測方法]を変更する場合

自家発電設備等の設置の有無 (変更の有無) 必須	<input checked="" type="radio"/> 変更なし <input type="radio"/> 自家発電設備を追加または変更 <input type="radio"/> 自家発電設備を撤去 (有⇒無)
自家発電設備等の設置の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 自家発電設備の種類 -なし- <input checked="" type="radio"/> 無
自家発電設備等の設置の有無 変更理由	<input type="text"/>
自家発電設備等の設置の有無 備考	<input type="text"/>
電気事業者への電気供給量の計測方法 必須	単独計測 <input type="text"/> 単独計測
電気事業者への電気供給量の計測方法 変更理由	<input type="text"/>
電気事業者への電気供給量の計測方法 備考	<input type="text"/>

[自家発電設備等の設置の有無 (変更の有無)]
の選択

※[単一選択]
※該当の内容を必ず選択します

[自家発電設備等の設置の有無]の変更

※[自家発電設備等の設置の有無 (変更の有無)]で「変更なし」を選択した場合は、変更不可となります

※[自家発電設備等の設置の有無 (変更の有無)]で「変更なし」以外を選択した場合のみ、変更後の内容を選択します

※変更する場合は、変更理由や備考を入力します

[電気事業者への電気供給量の計測方法]
の変更

※変更する内容をリストより選択します
※変更する場合は、変更理由や備考を入力します

2-3. 変更手続/情報入力[接続契約締結日]など



[接続契約締結日]、[接続契約締結先]を変更する場合

[接続契約締結日]の変更
[接続契約締結先]の変更

接続契約締結日を変更する場合は、接続契約締結日変更理由区分や備考を入力してください

※接続契約後の再締結、又は再接続検討後の再締結以外の理由で

接続契約締結日に変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です

※2個目欄は部分買取の案件の申請の場合において変更が生じる場合のみ入力します

(1個目の欄には必ず一送の情報を入力してください)

系統接続に係る事項	接続契約締結日 :	2015年04月19日	接続契約締結日	2015/04/19	接続契約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日に変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です。
	接続契約締結先 :	東北電力	接続契約締結先	東北電力 ▼	
	接続契約締結日 (2個目) :		接続契約締結日 (2個目)	2017/05/01	名義変更/出力変更による接続契約締結後の変更手続は不要です。上記以外での接続契約締結日の変更となる主要な事項の変更に関しては、 変更整理表 をご覧ください。
	接続契約締結先 (2個目) :		接続契約締結先 (2個目)	--なし-- ▼	
	工事費負担金 (円) (税抜き) :		工事費負担金 (円) (税抜き) :		
接続契約締結日 変更理由区分	--なし-- ▼				接続契約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日に変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です。
接続契約締結日 備考	<input type="text"/>				

2-3. 変更手続/情報入力[保守点検責任者]



「保守点検責任者等」タブをクリックします

設備の置場所	太陽電池に係る事項	保守点検責任者等	変更内容確認
--------	-----------	-----------------	--------

[保守点検責任者]を変更する場合

保守点検責任者	必須 法人個人区分： 個人	法人個人区分	法人	事業者情報を反映	
	必須	法人名	株式会社〇〇システムズ		[全角文字]
	必須 責任者氏名： 経済 太郎	責任者氏名	経済 太郎		[全角文字]
	必須	所属・役職			[全角文字]
	必須 電話番号： 03-1234-5678	電話番号	03-1234-5678		[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
	内線番号：	内線番号	1234567890		[半角数字]
		法人番号を持っている場合、 こちら （国税庁「法人番号公表サイト」）から検索してください。			
		法人番号	1234567890123		[半角数字13桁]
保守点検責任者 変更理由					
保守点検責任者 備考					

[保守点検責任者]の変更

【法人個人区分】

【法人名】（法人の場合）

【責任者氏名】

【所属・役職】（法人の場合）

【法人番号】（法人の場合）

【連絡先電話番号】

【連絡先内線番号】

【保守点検責任者変更理由】

【保守点検責任者備考】

※変更する場合、空欄になっている項目について入力を求められる場合があるのでその場合は入力をしてください

2-3. 変更手続/情報入力[保守点検及び維持管理計画]



[保守点検及び維持管理計画]を変更する場合

[保守点検及び維持管理計画]の変更

●太陽光50kW未満の場合

※保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に、変更後欄に255文字以内で入力します。

※255文字を超える場合など別紙により提出する場合は、「別紙あり」にチェックをし、書類添付画面にて保守点検及び維持管理計画に関する書類を添付してください。

●太陽光50kW未満以外の場合

※保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）を変更する場合は、「別紙あり」にチェックを付け、変更後の保守点検及び維持管理計画を別紙として作成し、書類添付画面にて添付してください。

●共通

※変更した場合は、変更理由や備考を入力します

太陽50kW未満の場合

保守点検及び維持管理計画	必須	別紙あり <input checked="" type="checkbox"/>	保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に <input type="text"/> してください。（最大255文字まで入力できます。） 255文字を超える場合など別紙により提出する場合は、「別紙あり」にチェックをし、書類添付画面にて保守点検及び維持管理計画に関する書類を添付してください。
保守点検及び維持管理計画 変更理由	<input type="text"/>		
保守点検及び維持管理計画 備考	<input type="text"/>		

太陽50kW未満以外の場合

保守点検及び維持管理計画	別紙あり <input type="checkbox"/>	保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）を変更する場合は、別紙ありにチェックを付け、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を別紙として作成し、書類添付画面にて添付してください。
--------------	-------------------------------	--

2-3.変更手続/情報入力[補助金]



[補助金]、[補助金有無]を変更する場合

特例太陽光以外の場合

補助金	<input type="checkbox"/> 地域新エネルギー等導入促進対策費補助金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー等事業者支援対策費補助金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー事業者支援対策費補助金 補助金の受給額（円）：	<input type="checkbox"/> 地域新エネルギー等導入促進対策費補助金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー等事業者支援対策費補助金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー事業者支援対策費補助金 補助金の受給額（円） <input type="text"/>	平成24年度までに補助金の受給をされた方が対象です。 現在行われている補助金は対象ではありません。 [半角数字]
-----	--	--	--

[補助金]の変更

特例太陽光の場合

補助金有無	あり	あり ▼	
-------	----	------	--

[補助金有無]の変更

2-3.変更手続/情報入力[自家消費・地域消費等計画]



[自家消費・地域消費等計画]を変更する場合

[太陽光]の10kW以上50kW未満、
[地熱][地熱（全設備更新型リプレース）][地熱（地下設備流用型リプレース）]
[水力][水力（既設導水路活用型リプレース）]の1,000kW未満、
[バイオマス]の10,000kW未満の場合

[自家消費・地域消費等計画]の変更

- ※「自家消費等の比率 (%)」は、
（「年間自家消費量の見込み」にて入力された値）÷（「年間発電量の見込み」にて入力された値）×100 の計算式で自動計算されます
- ※「前年の電力消費量 (kWh/年)」には前年実績が無い場合は「0」を入力してください（太陽光以外は不要）
- ※[農地一時転用許可申請予定の有無]で“有”を選択された場合
または10kW以上20kW未満の“屋根設置”かつ建物の種類が“共同住宅”である場合
「自家消費等の比率 (%)」が30%未満でも可能です
「自家消費等の用途」は、自家消費を行わない場合は“なし”と入力してください
- ※[選択する地域活用要件]で“(1) - ①”を選択された場合、
「自家消費等の比率 (%)」は30%以上とする必要があります
- ※[選択する地域活用要件]で“(1) - ③”を選択された場合、
「自家消費等の比率 (%)」は10%以上とする必要があります
「自家消費等の用途」に熱の利用用途について入力してください

「自家消費等計画」を変更する場合は、「変更理由」を入力してください
「備考」は記載すべき事項があれば入力してください

2-3.変更手続/情報入力[必要な許認可]



[必要な許認可]を変更する場合

2023年10月以降の新制度のルールにおいて認定を受けた場合

必要な許認可	
必要な許認可 必須	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 森林法<input type="checkbox"/> 盛土規制法<input type="checkbox"/> 砂防法<input type="checkbox"/> 地すべり法<input type="checkbox"/> 急傾斜地法<input type="checkbox"/> 上記のうち該当するものはなし
	<p>第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合は当該法律の欄にチェックをお願いします。</p>

必要な許認可が変更になった場合当該法律のチェックボックスにチェックを入れて下さい

該当するものがない場合は、「上記のうち該当するものはなし」にチェックをつけて下さい。

2-3.変更手続/情報入力[解体等に要する費用]



[解体等に要する費用]を変更する場合

[太陽光]の場合

廃棄費用積立事項			
	変更前	変更後	
解体等に要する費用	<input checked="" type="checkbox"/> 外部積立て <input type="checkbox"/> 内部積立て	<input type="checkbox"/> 外部積立て <input type="checkbox"/> 内部積立て	

[解体等に要する費用]の変更

- ・「外部積立て」に変更する場合、「外部積立て」にチェックします
⇒マニュアルP.71以降の必要なページへ
- ・「内部積立て」に変更する場合、「内部積立て」にチェックし、
次ページ以降を参考に「内部積立てに係る事項」を入力します
⇒マニュアルP.67へ

2-3. 変更手続/情報入力[解体等に要する費用]



[金銭積立による資金確保か]、[長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画]、
[対象発電設備の運営主体]を入力する場合

[太陽光]で内部積立てを選択した場合

	変更前	変更後	
解体等に要する費用	<input checked="" type="checkbox"/> 外部積立て <input type="checkbox"/> 内部積立て	<input type="checkbox"/> 外部積立て <input checked="" type="checkbox"/> 内部積立て	
金銭積立による資金確保か		<input type="checkbox"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合 <input type="checkbox"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合	解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合、又は解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合について該当するものをご確認ください。
長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画			公表されている長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等のURL等を記載すること。
対象発電設備の運営主体		<input type="radio"/> 当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者に該当する。 <input type="radio"/> 対象発電設備が電気事業法施行規則第3条の4第1項に規定する特定発電用電気工作物であって、その旨が電気事業法第27条の27第1項の規定による届出に係る事項として記載されている。	対象発電設備の運営主体として、いずれか該当するものを選択すること。

[長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画]を入力します
※32,768文字以内で入力してください

[金銭積立による資金確保か]を選択します

チェックした項目により、入力項目が表示されます

・「金銭の積立の方法により資金を確保する」場合

⇒マニュアルP.68へ

・「金銭の積立の方法以外の方法により資金を確保する」場合

⇒マニュアルP.70へ

※両方選択することも可能です（その場合はそれぞれに必要な情報を入力します）

[対象発電設備の運営主体]

を選択します

※該当する選択肢を選択します

2-3. 変更手続/情報入力[解体等に要する費用]



[積立計画の内容（積立予定総額）]、[積立計画の内容（積立計画）]、
[資金確保の方法]を入力する場合

[金銭の積立の方法により資金を確保する]を選択した場合

<p>積立計画の内容（積立予定総額）</p>	<p>[入力欄]</p>	<p>積立予定総額は、法第15条の第2項が第4項までに規定する方法により積み立てられるべき解任等積立金の積立総額以上の水準である必要がある。また、積立計画は、法第15条の第2項から第4項までに規定する方法による積み立てられるべき解任等積立金の積立総額の水準の積立期間の終了前10年度で均等に分割して積み立てる場合に、定額前払の観点で積み立ておくべき額以上の額を積み立てる内容である必要がある。</p> <p>なお、下記事項に該当する事項がある場合には、積立予定総額及び積立計画を修正する際、下記事項が動議を添付することが必要。この動議による場合には、以下の算定方法によることとし、積立計画及び算定方法を記載した動議を添付すること。</p> <p>① 減額事由 以下のいずれかの場合に減額事由とし、動議に添付する必要がある。ただし、減額事由として認められるのは、以下のいずれかである。</p> <p>① 現在の上記電力の出力が15%以上かつ50kW以上である場合に限り、発電容量を縮小すること等経路開通後に電力の出力を一時的に削減する</p> <p>② 以下のいずれかを算定し、最も小さい額を削減可能額とした上、その額を、事業計画申請時点での積立額から減らす。ただし、本動議に添付する動議には、①については算定式及び算定額、②については算定額とした上、最も小さい額を削減可能額として記載すること。</p> <p>①より前掲で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は算定される積立金の総額）のうち、算定上の太陽光出力の割合に相当する太陽光出力の割合に相当する額</p> <p>② 削減し得るべき積立金の総額に算定された費用の額</p>
<p>積立計画の内容（積立計画）</p>	<p>[入力欄]</p>	<p>積立計画は、法第15条の第2項が第4項までに規定する方法により積み立てられるべき解任等積立金の積立総額以上の水準である必要がある。また、積立計画は、法第15条の第2項から第4項までに規定する方法による積み立てられるべき解任等積立金の積立総額の水準の積立期間の終了前10年度で均等に分割して積み立てる場合に、定額前払の観点で積み立ておくべき額以上の額を積み立てる内容である必要がある。</p> <p>なお、下記事項に該当する事項がある場合には、積立予定総額及び積立計画を修正する際、下記事項が動議を添付することが必要。この動議による場合には、以下の算定方法によることとし、積立計画及び算定方法を記載した動議を添付すること。</p> <p>① 減額事由 以下のいずれかの場合に減額事由とし、動議に添付する必要がある。ただし、減額事由として認められるのは、以下のいずれかである。</p> <p>① 現在の上記電力の出力が15%以上かつ50kW以上である場合に限り、発電容量を縮小すること等経路開通後に電力の出力を一時的に削減する</p> <p>② 以下のいずれかを算定し、最も小さい額を削減可能額とした上、その額を、事業計画申請時点での積立額から減らす。ただし、本動議に添付する動議には、①については算定式及び算定額、②については算定額とした上、最も小さい額を削減可能額として記載すること。</p> <p>①より前掲で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は算定される積立金の総額）のうち、算定上の太陽光出力の割合に相当する太陽光出力の割合に相当する額</p> <p>② 削減し得るべき積立金の総額に算定された費用の額</p>
<p>資金確保の方法</p>	<p>[選択欄]</p>	<p>資金確保の方法として、①から③までのいずれかを選択する。</p>

[積立計画の内容（積立予定総額）]を入力します

[積立計画の内容（積立計画）]を入力します
※32,768文字以内で入力してください

[資金確保の方法]を選択します
※該当する選択肢を選択します
※両方選択することも可能です
※①を選択された場合は[資金確保の方法（①の該当事項）]の選択が必要になります
⇒マニュアルP.69へ

2-3. 変更手続/情報入力[解体等に要する費用]



[資金確保の方法 (①の該当事項)]を入力する場合

[金銭の積立の方法により資金を確保する]を選択し、
[資金確保の方法で①]を選択した場合

資金確保の方法 (①の該当事項) 必須	<ul style="list-style-type: none">○ ①-1 認定の申請をした者が株式を上場している場合○ ①-2 認定の申請をした者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合○ ①-3 認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が株式を上場している場合○ ①-4 認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合	①-1から①-4までのいずれかの方法を選択した上、①-3又は①-4のいずれかを選択した場合には、必要事項を記入すること。
----------------------------	---	--

[資金確保の方法 (①の該当事項)]
を選択します
※該当する選択肢を選択します

①-3を選択した場合

株式の上場主体 必須	<input type="text"/>
株式の上場主体と認定申請者との関係 必須	<input type="text"/>

[株式の上場主体]、
[株式の上場主体と認定申請者との関係]
を入力します
※[資金確保の方法 (①の該当事項)]で“
①-3”を選択した場合入力します
※255文字以内で入力してください

①-4を選択した場合

財務諸表の開示主体 必須	<input type="text"/>
財務諸表の開示主体と認定申請者との関係 必須	<input type="text"/>

[財務諸表の開示主体]、
[財務諸表の開示主体と認定申請者との関係]
を入力します
※[資金確保の方法 (①の該当事項)]で“
①-4”を選択した場合入力します
※255文字以内で入力してください

2-3. 変更手続/情報入力[解体等に要する費用]



[資金確保の方法]を入力する場合

[金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する]を選択した場合

資金確保の方法 必須		当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能である必要があり、具体的には、以下のいずれかの場合に該当する。 <input type="checkbox"/> ㊦ 保険により資金を確保する。 <input type="checkbox"/> ㊧ 保証により資金を確保する。	資金確保の方法として、㊦から㊧までのいずれか該当するものを選択すること。
--	--	--	--------------------------------------

[資金確保の方法] を選択します
※該当する選択肢を選択します
※両方選択することも可能です

2-3.変更手続/情報入力[バイオマス使用燃料]



申請内容	事業者情報	発電設備情報	発電設備の設置場所	発電設備に係る事項	保守点検責任者等	バイオマス使用燃料	変更内容確認	代行登録者情報	印鑑証明書情報	GピズID利用の有無
------	-------	--------	-----------	-----------	----------	------------------	--------	---------	---------	------------

[バイオマス使用燃料]を変更する場合

バイオマスの場合

「バイオマス使用燃料」タブをクリックします

バイオマス使用燃料【変更後】

No	燃料情報
1	<p>燃料区分 A : メタン発酵ガス</p> <p>燃料名 下水汚泥</p> <p>バイオマス比率 (%) 100.000</p> <p>具体的な燃料名 下水汚泥</p> <p>備考</p> <p>追加 コピー 削除</p>

「追加」：複数の[バイオマス使用燃料]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

[バイオマス使用燃料]の変更・追加

- ※[燃料名]を変更した場合、[具体的な燃料名]に選択した内容が反映されます。[燃料名]で表現できない場合は追記または書き換えて入力してください
- ※バイオマス比率 (%) は小数第4位を切り捨て、小数第3位まで入力して下さい
- ※燃料区分が「F : その他 (助燃材等)」以外の場合は0.001~100までの間で入力してください
- ※燃料区分が「F : その他 (助燃材等)」の場合は0.000~100までの間で入力してください
- ※バイオマス比率 (%) は燃料区分が「A : メタン発酵ガス」の場合は入力不要です

2-3. 変更手続/情報入力[バイオマス比率（燃料区分毎）]



[バイオマス比率（燃料区分毎）]を確認します

バイオマスの場合

[バイオマス比率（%）]

燃料区分毎に（[バイオマス使用燃料]にて入力されたバイオマス比率（%））の合計値を小数点第4位を切り捨てて表示しています

バイオマス比率（燃料区分毎）

燃料区分	変更前		変更後	
	バイオマス比率（%）	バイオマス比率考慮後出力（kW）	バイオマス比率（%）	バイオマス比率考慮後出力（kW）
A		0.000		0.000
B		0.000		0.000
C		0.000		0.000
D		0.000		0.000
E		0.000		0.000
G		0.000		0.000
バイオマス合計	100.000	11,350.000		0.000
F		0.000		0.000
調達上限比率			<input type="text"/>	
<input type="checkbox"/> 特定契約において新たに調達上限比率を設定する			<input type="text"/>	

[調達上限比率]の変更

※先の変更認定申請において登録した調達上限比率を変更する場合、変更してください。（今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載してください。）

[新たに調達上限比率を設定する]

※2019年3月31日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調達上限比率を設定する場合、又は2019年3月31日以前の認定であって、2019年4月1日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合、チェックボックスにチェックを付け、入力欄に調達上限比率を記載してください。

[バイオマス比率考慮後出力]

(発電設備の出力(kW) × バイオマス比率) / 100 の計算結果を
小数点第4位を切り捨てて表示しています

2-3. 変更手続/情報入力[ライフサイクルG H G算定値]など



[ライフサイクルG H G算定値]、[ライフサイクルG H G燃料輸送距離]を変更する場合

バイオマスの場合

燃料区分	変更前		変更後	
	バイオマス比率 (%)	バイオマス比率考慮後出力 (kW)	バイオマス比率 (%)	バイオマス比率考慮後出力 (kW)
A	100.000	500.000	100.000	500.000
B		0.000		0.000
C		0.000		0.000
D				
E				
G				
バイオマス合計				
F				
調達上限比率				

[ライフサイクルG H G算定値]の変更

燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を入力してください。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照してください。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照してください。

特定契約において新たに調達上限比率を設定する

ライフサイクルG H G算定値 (g-CO2eq/MJ-電力)		<input type="text"/>
ライフサイクルG H G算定値 (燃料名)		<input type="text"/>
ライフサイクルG H G燃料輸送距離 (km) 必須		<input type="text"/>
ライフサイクルG H G燃料輸送距離 (燃料名) 必須		<input type="text"/>

[ライフサイクルG H G燃料輸送距離]の変更

メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を入力してください。

2-3.変更手続/情報入力[正確な運転開始日]



申請内容	事業者情報	発電設備	発電設備の	太陽電池に る事項	保守点検 責任者等	変更内容 確認
------	-------	------	-------	--------------	--------------	--------------------

「変更内容確認」タブをクリックします

[正確な運転開始日]を入力する場合

変更内容確認	
正確な運転開始日	<p>「現在運転開始済み」の方は、正確な運転開始年月日をご入力ください。</p> <p>運転開始年月日とは、電力会社との特定契約に基づく受給開始日のことです。 (10kW以上の発電事業者様等におかれましては、毎年1回提出いただく設備設置・運転費用年報に記載いただく運転開始年月日と一致させてください。)</p> <p>本報告をいただいた後、電力会社から別途報告される各認定設備の買取開始情報と照合させていただきます。 このとき、双方に着しく乖離が見られた場合は、こちらから直接ご事情をお伺いし、場合によっては本届出が無効となる場合がございますのでご注意ください。</p> <input type="text" value="2017/05/01"/>
運転開始済み	<input type="checkbox"/>
	「正確な運転開始日」を入力した場合、「運転開始済み」が自動的にチェックされます。

文章の内容をよくご確認ください、
正確な運転開始日を入力してください
※任意ですが、運転開始済みチェックを入れている場合は必須になります

[正確な運転開始日]を入力

- ・当初の認定時から今回の変更を行うまでの間に運転を開始している場合、特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を「正確な運転開始日」に入力します
- ※正確な運転開始日には未来日を入力することはできません
- ※正確な運転開始日には接続契約締結日より以前の日付を入力することはできません

2-3.変更手続/情報入力[選択する地域活用要件]



[選択する地域活用要件]を変更する場合

[地熱][地熱（全設備更新型リプレース）][地熱（地下設備流用型リプレース）]
[水力][水力（既設導水路活用型リプレース）]の1,000kW未満、
[バイオマス]の10,000kW未満の場合

選択する地域活用要件【変更前】
(1) 自家消費型・地域消費型
<input checked="" type="checkbox"/> ①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること。又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
<input type="checkbox"/> ②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気の50%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
<input type="checkbox"/> ③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること。又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
(2) 地域一体型
<input type="checkbox"/> ①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。
<input type="checkbox"/> ②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること。又は、当該地方公共団体が買収者、基本金その他これに準ずるものを出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。
<input type="checkbox"/> ③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定供給により供給すること。

選択する地域活用要件【変更後】
以下に掲げる(1) 自家消費型・地域消費型の地域活用要件のうち①～③の又は(2) 地域一体型の地域活用要件のうち①～④の6つのうちいずれか1つを満たしていること。
(1) 自家消費型・地域消費型
<input checked="" type="checkbox"/> ①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること。又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
<input type="checkbox"/> ②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気の50%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
<input type="checkbox"/> ③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること。又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
(2) 地域一体型
<input type="checkbox"/> ①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。
<input type="checkbox"/> ②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること。又は、当該地方公共団体が買収者、基本金その他これに準ずるものを出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。
<input type="checkbox"/> ③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定供給により供給すること。

[選択する地域活用要件]の変更
※6つのうち、いずれか1つを選択して下さい。

2-3. 変更手続/情報入力[代行登録者情報]



申請内容	「代行登録者情報」タブをクリックします	変更内容 確認	代行登録者 情報	印鑑証明書 情報	GビジネスID 利用の有無
------	---------------------	------------	---------------------	-------------	------------------

[代行登録者情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

登録者のログイン情報を読み込み	
住所（郵便番号）	〒 123 - 4567 <input type="button" value="住所反映"/>
住所	ふりがな <input type="text" value="とうきょうとちよだくかすみがせき △△まんしよん"/>
	都道府県 <input type="text"/>
	市区町村 <input type="text"/>
	町名・番地 <input type="text" value="霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇"/>
氏名	姓（ふりがな） <input type="text" value="とうきょう"/> 名（ふりがな） <input type="text" value="たろう"/>
	姓 <input type="text" value="東京"/> 名 <input type="text" value="太郎"/>
企業名	<input type="text" value="株式会社〇〇システムズ"/>
部署名	<input type="text" value="〇〇部△△課"/>
電話番号	<input type="text" value="03-1234-5678"/>
FAX番号	<input type="text" value="03-1234-5678"/>
メールアドレス	<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/>

[代行登録者情報]を入力します
(任意)

事業者の代行の方が登録をしている場合、各項目を入力してください。
「登録者のログイン情報を読み込み」ボタンをクリックすると、ログイン情報を自動入力することもできます。（対象の情報の確認できるものに限る）

2-3. 変更手続/情報入力[印鑑証明書情報]



申請内容	事業者情報	発電設備情報	発行	代行登録者情報	印鑑証明書情報	GビジネスID利用の有無
------	-------	--------	----	---------	----------------	--------------

「印鑑証明書情報」タブをクリックします

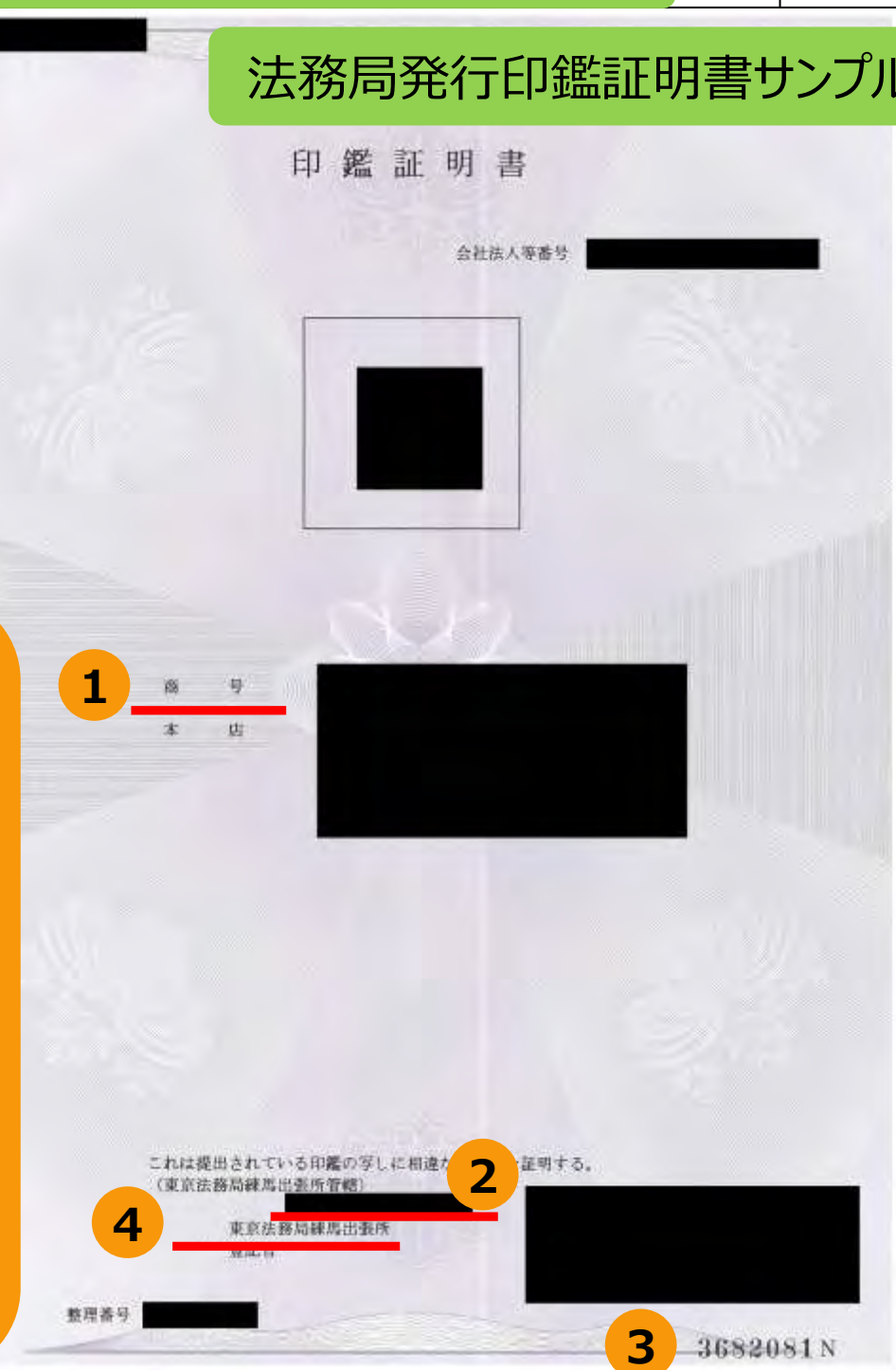
[印鑑証明書情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

印鑑証明書情報

名義人	1	東京 太郎
日付	2	2017/05/01
印刷番号（法務局発行のみ）	3	12345678
発行主体（法務局発行のみ）	4	〇〇法務局△△出張所

法務局発行印鑑証明書サンプル



[名義人]、[日付]、
[印刷番号（法務局発行のみ）]、
[発行主体（法務局発行のみ）]を入力します(任意)

印鑑証明書を提出する場合、印鑑証明書の記載内容から入力してください

※印鑑証明は手続きごとに取得が必要です

※**法務局発行**の印鑑証明書を提出する場合は、**印刷番号**と**発行主体**も入力してください（**右側のサンプルに付した番号に該当する項目に入力してください**）

※印鑑証明書は申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行されたものに限となっておりますのでご注意ください。

※上記期間に該当しない日付はエラーとなります。

※発行主体は省略せずに最後まで正しく入力してください。

記載例：東京法務局練馬出張所

神戸地方法務局西宮市局

2-3. 変更手続/情報入力[遵守事項]など



[遵守事項]を確認します

遵守事項

- 事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
- 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
- 特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。
- 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。
- 運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。
- 発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】
- 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。
- この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。
- 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
- この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックをします

※事業者情報の変更をしている場合、遵守事項全てに同意いただけないと申請を行えません

2-3. 変更手続/情報入力[遵守事項]など



[遵守事項]を確認をします

[太陽光]の内部積立てで、[金銭の積立ての方法により資金を確保する]を選択した場合

遵守事項（解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合）

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□へ印をつけること。

- 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書等を公表すること。
- 積立計画の内容及び資金確保の方法に関する事項を公表すること。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号及び第7号に基づく費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報についての提供（以下「定期報告」という。）の際に、積立予定総額を調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てていることを報告し、かつ、これを公表すること。
- 内部積立要件のいずれかを満たさなければならない。また、上記推進機関への積立を完了した場合は、解体等費用に充てるための金銭の積立を完了したことを報告し、かつ、これを公表すること。

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい
※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

[太陽光]の内部積立てで、[金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する]を選択した場合

遵守事項（解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合）

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□へ印をつけること。

- 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書等を公表すること。
- 資金確保の方法について、必要な事項を公表すること。
- 定期報告の際に、資金確保の方法の内容を報告し、かつ、その内容を公表すること。
- 内部積立要件のいずれかを満たさなければならない。また、上記推進機関への積立を完了した場合は、解体等費用に充てるための金銭の積立を完了したことを報告し、かつ、これを公表すること。

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい
※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

2-3.変更手続/情報入力[遵守事項]など



確認事項を確認し、GビズID利用の有無を選択します

確認事項

下記の確認事項について、登録者ではなく事業者
なお、本システムでご記入いただいた住所、E
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する
ん。

※事業者の名義等を無断で使用し、申請するこ

(利用目的)

- ・収集した情報は、本サイトが提供するサービスを円滑に実施するための参考として利用します。
- ・収集した情報は、申請いただいた内容に関する連絡・確認のために利用する場合があります。なお、これらの情報は、申請いただいた内容に応じ、経済産業省及び資源エネルギー庁内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。
- ・収集した情報は、官民データ活用推進基本法でのオープンデータ基本指針に基づき、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でない情報を除いたものをオープンデータと定義し、API公開の是非を検討する可能性があります。API公開を行う場合には、特定の個人・法人を識別できないように、及びその作成に用いる保有個人・法人情報を復元して特定の個人・法人を再識別することができないように加工して行うものとします。

上記利用目的に同意します。

当該申請を巡り、事業者と登録者の間に生じた紛争については、国は一切関知せず、責任も及ばないことに同意します。

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

確認事項について登録者ではなく事業者本人が確認し事業者の同意を十分に得た上で登録手続きを行って下さい

※確認事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

申請内容

事業者情報

発電設備
情報

「GビズID利用の有無」タブをクリックします

印鑑証明書
情報

GビズID
利用の有無

GビズID利用の有無

当該申請での、GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択して内容確認へ進んでください。

※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。

※GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「必要となるGビズID、印鑑証明書等」をご確認ください。

GビズIDを利用します。

GビズIDを利用しません。

※太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合のみ

GビズIDの利用の有無について、該当の選択肢を選択して下さい

「内容確認」
ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます

※この時点ではまだ申請手続き
は完了していません

戻る

内容確認

2-4.変更手続/内容確認



価格変更が生じる変更認定申請の場合は、注意文が表示されます。

ご確認の上、保存して次へ進むをクリックしてください

※条件によって出力する文言が違います

※下記サンプル画面は一部内容を省略しています

変更申請登録

設備区分選択 情報入力 **内容確認** 設置場所入力 緯度経度修正 書類添付 登録完了

変更内容に基づく価格変更情報

当該変更は、区分の変更となるため、直近に適用されている調達価格の属する年度における変更後の区分に応じた調達価格に見直されます。変更内容を再度ご確認の上、申請ボタンを押下してください。

変更認定申請の到達日	2019年10月31日	
正確な運転開始日		
接続契約締結日		
出力の変更	出力の増加	
	大幅な出力減少	
	発電出力区分変更	

「価格が変更する旨の注意文」が画面上に出力されます

2-4.変更手続/内容確認



変更内容を確認し、画面下部の「保存して次に進む」ボタンをクリックします

※下記サンプル画面は一部内容を省略しています

認定情報	
設備ID	[REDACTED]
認定申請の認定日	2019年10月31日

変更内容選択	
変更内容	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者の変更 <input type="checkbox"/> 発電設備の出力の変更 <input type="checkbox"/> 太陽電池に係る事項および合計出力の変更 <input type="checkbox"/> 蓄電池に係る事項（構成図・配線図・自家発電設備等の設置の有無）の変更
補助金	

変更内容確認	
正確な運転開始日	
運転開始済み	<input type="checkbox"/>

「保存して次に進む」ボタンをクリックします
P.83へお進みください
※修正する場合は「戻る」ボタンをクリックします

この時点では、申請されていません。
内容を確認し、問題がなければ「保存して次に進む」ボタンを押下し、必要書類を添付してください。
ボタンをクリックすると、設置者を変更した場合、事業者の方にID登録のメールが送信されます。

**[新たに事業者を登録します]を選択している場合
事業者にP.98のメールが配信されます**

保存して次に進む ▶

2-5.設置場所入力



代表地番以外の発電設備の設置場所を入力します。

認定申請登録

設備区分選択 情報入力 内容確認 **設置場所入力** 緯度経度修正 書類添付

発電設備の設置場所に係る事項

郵便番号が分からない方は、[こちら](#)（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）から検索してください。
住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。
町名・番地については、手入力してください。
丁目・番地・号の区切りは、必ず全角ハイフン（-）を使用してください。
例1：1丁目1番地1号 → 1-1-1
例2：2丁目1000番地 → 2-1000
区切りが全角ハイフンでない場合、不備として差し戻しとなり、審査期間が延びることがございますのでご注意ください。

No	郵便番号	住所
1 代表地番 ✓	〒 100 - 0001 住所反映	都道府県 東京都 市区町村 千代田区 町名・番地 千代田1-1-1 [全角文字] 追加 コピー 削除 件 一括追加 一括コピー
2 代表地番	〒 100 - 0001 住所反映	都道府県 東京都 市区町村 千代田区 町名・番地 千代田1-1-2 [全角文字] 追加 コピー 削除 件 一括追加 一括コピー
3 代表地番	〒 100 - 0001 住所反映	都道府県 東京都 市区町村 千代田区 町名・番地 千代田1-1-3 [全角文字] 追加 コピー 削除 件 一括追加 一括コピー

代表地番は本画面では編集できません。
認定申請登録画面で編集してください。

「追加」：複数の[設置場所]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合と代表地番は削除できません)

「一括追加」：入力された件数分、行を追加します。
「一括コピー」：入力された件数分、行を複製します。
※以下の場合5件追加、コピーします。

5 件 一括追加 一括コピー

2-5. 設置場所入力



郵便番号表記のない場所に、発電設備を設置する場合

「000」、「0000」を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします

「0000000」の住所の「選択」ボタンをクリックします

「町名・番地」の入力欄に住所を入力します

No	郵便番号	住所
2	〒 000 - 0000	都道府県 町名・番地

住所選択

以下から該当する住所を選択して「選択」ボタンを押してください。

選択	No	郵便番号	住所
選択	1	0000000	

No	郵便番号	住所
2	〒 000 - 0000	都道府県 市区町村 町名・番地

2-5.設置場所入力



代表地番以外の発電設備の設置場所を入力します。

No	郵便番号	住所
398 代表地番 <input type="checkbox"/>	〒 100 - 0001 <input type="button" value="住所反映"/>	都道府県 東京都 市区町村 千代田区 町名・番地 千代田1-1-398
No	郵便番号	
399		

1画面に最大200件まで表示・入力が可能です。
200件以上を入力する場合は「一時保存(次ページ)」を押下し、次画面で追加してください。
※前の200件を表示・編集する場合は「一時保存(前ページ)」で戻ることが可能です。

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

- 太陽光10kW未満の場合
◎ マニュアルP.87へ進みます。
- 太陽光10kW以上50kW未満の場合
◎ 事業実施体制図情報入力画面へ（【事業実施体制図】マニュアル）進みます。
- それ以外の場合
◎ GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用します]を選択した場合：マニュアルP.86へ進みます。
◎ GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用しません]を選択した場合：マニュアルP.87へ進みます。

戻る

保存して次に進む

一時保存(前ページ)

一時保存(次ページ)



[GビズIDを利用する]を選択した場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合、GビズIDログインをクリックしてGビズID認証を行います。

※当該申請において、すでにGビズID認証を実施した場合（補正内容の修正の際など）は再度のGビズID認証は不要なためマニュアルP.87へお進みください。

GビズID認証

GビズIDをお持ちの事業者は、以下の「GビズIDでログイン」ボタンをクリックし、GビズIDをお持ちでない事業者は、[こちらのページ](#)でGビズIDを取得してください。
※GビズIDのアカウント種別は「プライム」と「メンバー」のみご利用いただけます。

GビズIDを利用せずに申請・届出をおこなう場合は、戻るボタンから前画面に戻り、「GビズID利用の有無」にて「GビズIDを利用しません。」を選択してください。

戻る

GビズIDログイン

GビズIDを取得したい場合は予め、GビズIDのサイト（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）からGビズIDを取得してください
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです

GビズIDを利用しない手続きに戻りたい場合は「戻る」ボタンをクリックします

申請内容登録画面に戻ります
※マニュアルP.80に戻り、GビズIDを利用しないを選択してください

GビズIDを利用して手続きを進めます
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

GビズID認証画面に進みます
※GビズID認証方法は【GビズID認証】マニュアルを参照してください
※GビズID認証完了後、マニュアルP.87へお進みください

2-7. 認定申請登録[緯度経度修正]



情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

地図の表示は
+クリックで拡大、
-クリックで縮小
することができます

※地図上にカーソル
を合わせ、スクロール
することでも拡大・縮
小が可能です

情報入力画面で入
力した発電設備の設
置場所が10地番ご
とに表示されます。

11地番以上入力し
た場合は右下のペー
ジングを利用して表
示を切り替えて修正
します

No	代表住所	住所	表示
1	<input checked="" type="checkbox"/>	東京都千代田区龜が関1-3-1	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	東京都千代田区龜が関1-3-2	<input type="checkbox"/>

ピンを表示・移動するこ
とができる地図エリア

発電設備の設置場所
を11地番以上入力し
た場合、表示を切り替
えることができます
※ページを切り替える
前にピンの移動を行っ
た場合は必ず一時保
存ボタンで情報を保存
してください
一時保存をしなかった
場合、変更した情報は
リセットされます

情報入力画面
に戻る場合に
利用します

住所表示を次のページに切り替える
場合や書類添付画面に進む前に一
度保存したい場合に利用します

書類添付画面に進
む場合に利用します

2-7. 認定申請登録[緯度経度修正]



情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区轟が関1-3-1	<input type="checkbox"/>
2		東京都千代田区轟が関1-3-2	<input type="checkbox"/>

No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区轟が関1-3-1	<input checked="" type="checkbox"/>
2		東京都千代田区轟が関1-3-2	<input type="checkbox"/>

地図上にピンを表示したい地番の表示チェックにチェックを付けます
※チェックは複数つけることができます

地図上にピンが表示されるので、位置を確認し、位置を変更する場合はピンをドラッグ&ドロップで移動させて調整します

2-7.認定申請登録[緯度経度修正]



情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

No	代表住所	住所	表示
1	<input checked="" type="checkbox"/>	東京都千代田区轟が関1-3-1	<input checked="" type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	東京都千代田区轟が関1-3-2	<input type="checkbox"/>

2件中1件~2件まで表示

戻る 一時保存 保存して次に進む

書類添付画面に進まずにピンの調整の一時保存だけをしたい場合は「一時保存」ボタンをクリックします

ピンの調整が完了したら「保存して次に進む」ボタンをクリックして書類添付画面に進みます

※太陽光10kW以上50kW未満の場合は、関係法令手続状況報告書情報入力画面へ進みます

※入力方法は【関係法令手続状況報告書】マニュアルを参照してください。

※関係法令手続状況報告書情報入力後、書類添付画面へ進みます（マニュアルP.90）

2-8.変更手続/書類添付



追加・変更する書類を添付します

必須書類を必ず添付します

※現在必須の書類のチェックはありませんので、記載要領を確認の上、必要な書類を添付します

※ファイル形式は、[PDF]又は[ZIP]となります

※1つのファイルサイズは、10MB以下にします

※同種のファイルを複数添付する場合、[ZIP]ファイルにて纏めます
(その際、パスワードは設定しないでください)

※ファイル選択後は必ずアップロードを選択します

※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードすると
アップロードしていないファイルは削除されます

※ファイルの容量が大きすぎ添付できない場合は、担当経済産業局に相談してください。

※必要な書類は記載要領を確認してください。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）	
	ファイルを選択 選択されていません アップロード 削除 未確認 添付なし
変更理由	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>
印鑑証明書	
	ファイルを選択 選択されていません アップロード 削除 未確認 添付なし
変更理由	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>
不動産登記簿謄本	

2-8.変更手続/書類添付



書類添付方法(例)

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）

1

ファイルを選択 選択されていません

アップロード

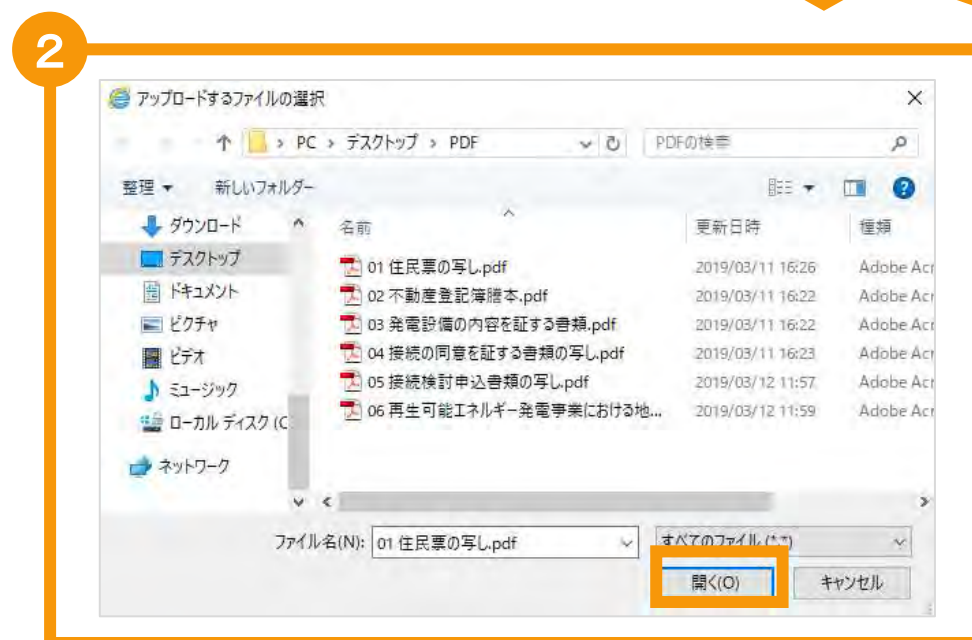
削除

未確認

添付なし

添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます



添付するファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）

3

ファイルを選択 住民票の写し.pdf

アップロード

添付なし

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます
必ず1ファイルずつアップロードして下さい

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）

4

ファイルを選択 選択されていません

アップロード

202309152015住民票の写し.pdf

アップロードされたファイルが表示されます

※アップロード後、ファイルの簡易チェックが行われます。簡易チェックが完了するまで当該書類枠でのファイルの再アップロード、削除は行えません。他の書類枠ではアップロード等を行えます。

2-8.変更手続/書類添付



書類添付方法(例)

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）			
ファイルを選択	選択されていません	アップロード	削除
202309152017住民票の写し.pdf			
			未確認

アップロードファイルの簡易チェックが完了すると、当該書類枠のチェック結果欄に結果が表示されます

※簡易チェックに要する時間は内容によって多少前後いたします。

※簡易チェック中も他の書類枠でのアップロード等は行えます。

※他の書類枠でアップロード等を行うか、画面下部の画面更新ボタンをクリックすることで更新されます。

※長時間経過しても結果が更新されない場合は「システム操作に関するお問い合わせ窓口」へお問い合わせください

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）			
ファイルを選択	選択されていません	アップロード	削除
202409271042住民票の写し.pdf			
			添付○

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）			
ファイルを選択	選択されていません	アップロード	削除
202409271039住民票の写し.pdf			
			添付×

※簡易チェックの結果は「添付○」か「添付×

※「添付×

※一つでも「添付×

※「添付○」となった場合でもその後の正式な審査の過程において不備となる場合もございますので予めご了承ください。

2-8.変更手続/書類添付



追加・変更する書類を添付します

マイページ

認定設備 認定申請 定期報告 ユーザ情報 システムに関する問い合わせ

変更申請登録

設備区分選択 情報入力 内容確認 設置場所入力 緯度経度修正 **書類添付** 登録完了

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
1つのファイルは、10MB以下にしてください。
1つの枠にファイルは1つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直前に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。
ファイルの容量が大きすぎて添付できない場合は、担当経済産業局に相談してください。

※必要な書類は記載費額を確認してください。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）

	ファイルを選択 選択されていません	アップロード	削除	未確認
変更理由	<input type="text"/>			
備考	<input type="text"/>			

印鑑証明書

	ファイルを選択 選択されていません	アップロード	削除	未確認
変更理由	<input type="text"/>			
備考	<input type="text"/>			

不動産登記簿謄本

[変更理由]等を入力します
※書類枠によっては変更理由等の欄がない場合がございます。

2-8.変更手続/書類添付



書類を添付後、「申請内容確認（申請書出力）」または「保存して次に進む」ボタンをクリックします

●太陽光（特例太陽光）50kW未満の場合

「申請内容確認（申請書出力）」ボタンをクリックします

注意メッセージが表示されます
申請書出力へ進みます…P.95へ

「説明会概要報告書」または「事前周知措置概要報告書」ボタンが表示されている場合は申請内容確認または保存して次に進むの前に当該ボタンをクリックします

※ポップアップが表示され「はい」をクリックして出力します



●共通

※必要な書類を全て添付し、添付した書類枠のすべての簡易チェックが「添付○」となっていることを確認していただいてからそれぞれボタンをクリックしてください
※必須ではなく添付をしていない書類枠は「未確認」のままでも問題ありません
※申請内容の修正に戻る場合は「戻る」ボタンをクリックしてください

●太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

**仮登録完了画面に進みます…
P.105へ**

2-9.変更手続/申請内容確認・申請



申請書出力後、「申請」ボタンをクリックして申請を行います

※**太陽光50kW未満の手続き**では、申請確定前に必ず申請書を出力していただきます。
必要に応じて申請書のフォーマットで入力した内容を確認することができます。
出力した申請書は**入力した内容の確認のみに利用**していただけます。(郵送等の対応は不要です。)

申請書を出力しますか?

いいえ **はい**

「はい」ボタンをクリックします
申請書のダウンロードを開始します。

処理中...

状況: ただいまリクエストが集中しています。順次、処理が開始されますので、このままお待ちください。

状況の更新: ページが自動的に更新されない場合は、左のリンクへアクセスしてください。

ダウンロード

生成されたドキュメントをダウンロードしています。

ダウンロード: ダウンロードが自動的に開始されない場合は、左のリンクへアクセスしてください。

Copyright: © 2007-2022 OPRO Co., Ltd., All rights reserved.

様式第2 (認定申...pdf) すべて表示

「申請」ボタンをクリックします
登録完了画面に進みます

**登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスなしの場合・・・P96へ**

**登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスありの場合・・・P.97へ**

※修正する場合は「戻る」ボタンを押します

戻る **申請内容確認
(申請書出力)** 申請

申請書のダウンロードが実行されるので、
ファイルを保存してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます
※「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.110**を確認し、
ポップアップブロック機能の解除を行ってください

2-10.変更手続/登録完了



登録完了画面が表示され、変更認定申請登録が完了となります。

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されていない場合

再生可能エネルギー電子申請

マイページ 認定設備 認定申請 定期報告 ユーザー情報 問い合わせ

変更認定申請

設備区分選択 情報入力 内容確認 設置場所入力 緯度経度修正 書類添付 **登録完了**

認定申請の登録を受け付けました。
審査結果の通知まで、しばらくお待ちください。

申請ID : XXXXXXXXXX

2-11.変更手続/仮登録完了



登録完了画面が表示され、変更認定申請の仮登録が完了となります。

※代行登録を行っている場合、事業者の承諾が必要になりますので

次ページ以降の手順で事業者による承諾を行います。

再生可能エネルギー電子申請

マイページ 認定設備 認定申請

変更認定申請

設備区分選択 情報入力 内容確認 設置場所入力 緯度経度修正 書類添付 **登録完了**

事業者に承諾コードを送付しました。
事業者が承諾コードを入力することで申請済となります。

申請ID : XXXXXXXXXX

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、登録者と事業者が異なり、事業者のメールアドレスが登録されている場合

登録者と事業者が異なり、かつメールアドレスがある場合は、この時点では仮登録状態であるため、代行申請機関には申請がなされておられません。事業者宛てに配信したメールにて事業者が内容を確認の上、承諾コードを入力することで申請となります。

新たに事業者を登録した場合・・・P.98へ

上記以外の場合・・・P.100へ

2-12. 変更手続/ユーザ登録確認



事業者の方に手続きして頂く手順となります
事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から
[ユーザ登録確認] のメールが送信されます

[新たに事業者を登録します]を選択している場合

ユーザ登録確認メール(例)

様

再生可能エネルギー電子申請（マイページ）へようこそ！ 使用を開始するには、

[https://www.fit-portal.go.jp/mypage/login?
c=yEJ26mD4HYyJDKRZN_eiUvTLXcz3BN0dWXNeUEd0eDuiNfP29q9ukf.v7PJngzMI2gqo4k0boEcSYvUPMI
x.0AV9oT_fEqRcK2.zExItitm7tUht3iVjBe0dijY_HLnuhGkxumEykyFe_7hZJIXfXAD06LRjmA%3D%3D](https://www.fit-portal.go.jp/mypage/login?c=yEJ26mD4HYyJDKRZN_eiUvTLXcz3BN0dWXNeUEd0eDuiNfP29q9ukf.v7PJngzMI2gqo4k0boEcSYvUPMIx.0AV9oT_fEqRcK2.zExItitm7tUht3iVjBe0dijY_HLnuhGkxumEykyFe_7hZJIXfXAD06LRjmA%3D%3D)

にアクセスしてください

ユーザ名:

よろしくお願ひ申し上げます。

経済産業省 資源エネルギー庁

[URL]をクリックします
パスワード変更画面が開きます

2-12.変更手続/ユーザ登録確認



事業者の方に手続きして頂く手順となります
パスワードを変更します

[新たに事業者を登録します]を選択している場合

[パスワード]を入力します
※要件を満たすようにパスワードを入力します

[特殊文字] を必ず 1 個以上
入れたパスワードを設定します
※特殊文字とは下記の文字の
ことをいいます
例) ! " # \$ % &

「パスワードを変更」ボタンをクリックします
マイページへ進みます

2-13. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります
事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から
[内容確認のお知らせ]のメールが送信されます。
記載されている【操作手順】の通りに操作を行っていただきます。

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

内容確認のお知らせメール(例)

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容確認のお知らせ

****様

JPEA代行申請センターです。

****様より代行申請（届出）されました、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容について、下記の【操作手順】に記載された手順に従い、ご確認・ご承諾をお願いいたします。

****様の承諾がされましたら、承諾内容に対して審査を開始させていただきます。

【操作手順】

1. 下記の電子申請マイページのログイン画面で、下記ログインIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

電子申請マイページログイン画面→<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/UserLogin>

ログインID：****

パスワード：ご自身で登録されたパスワードを入力してください。

（2016年度以前の旧システムでのパスワードをお持ちの方は、新システムでの初回のログイン時に旧システムのパスワードを入力いただき、その後新システムでのパスワードに変更していただく必要があります。新システムのパスワードは、12桁以上で数字、大文字、小文字、および特殊文字を全て含めた組み合わせのパスワードとなります。パスワードをお忘れの方は、以下のパスワード再発行画面よりパスワードを再発行してください。パスワード再発行画面→<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword>）

2. マイページ画面が表示されますので、「認定申請一覧」をクリックしてください。

3. 認定申請一覧画面で、下記の申請IDを入力し、ページ左下の「検索」をクリックしてください。

申請ID：****

4. ページ下部に、該当する事業計画が表示されますので、右側にある「参照」をクリックしてください。

5. 申請（届出）された事業計画の詳細な情報が表示されますので、内容をご確認いただいた上で、ページの一番下の承諾コード入力欄に、下記承諾コードを入力していただき、「承諾」か「拒否」を選択してください。（承諾を拒否された場合は****様より申請された事業計画については無効とさせていただきますのでご了承ください。）

承諾コード：****

6. 登録完了画面が表示されれば、承諾の手続きは完了となります。

以上

2-13. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります
マイページが表示され、[ユーザ]登録が完了となり、
続いて「申請確認」をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

再生可能エネルギー電子申請  > ログアウト

 マイページ	認定設備	認定申請	定期報告	ユーザ情報	システムに関する 問い合わせ
--	------	------	------	-------	-------------------

メニュー

新規認定申請入力 >	詳細情報は、「 認定申請一覧 」画面にて検索を行うことで確認できます。 ※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより 「認定申請一覧」画面に遷移できます。
認定申請一覧 >	※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。 申請状態一覧.pdf
認定設備一覧 >	
みなし認定設備一覧 28年度までに認定を受けた 方は初めにこちらより移行 手続を行ってください。 (設備IDが「F」で始ま る設備を除く。)	各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。 以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。 各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf
提出一覧 >	

利用規約 | [プライバシーポリシー](#) 経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-13. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります
認定申請一覧より申請IDで検索を行い、
申請内容参照にて確認し「承諾」をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

申請IDを入力し、「検索」ボタンをクリックします
※申請確認のお知らせメールの本文に[申請ID]が記載してあります
両方に同じ申請IDを入力すると、入力した申請IDの申請のみ表示されます。

認定申請一覧

申請種別 --なし-- 認定法区分 --すべて--

申請ID ~ 申請状態 --なし--

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ~ 2017/05/01
初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ~ 2017/05/01

発電設備の区分 --なし--

出力区分 --なし--

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、
入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り
扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、み
なし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

「参照」ボタンをクリックし、申請の詳細画面に移動します

1件中1件~1件まで表示

No	発電設備の区分	出力区分	申請状態	申請種別	申請ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力 (kW)	申請日 (登録日)	初回申請日 (承諾日)	発電設備の名称
1	太陽光	10kW以上 50kW未満	設置者承諾待ち	変更認定申請	*****		資源 太郎	15.0kW	2019年03月29日		

1件中1件~1件まで表示

2-13. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります
申請内容参照にて確認し「承諾」をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

変更認定申請内容参照

申請情報

申請状態 設置者承諾待ち

申請日 2017年03月09日

保守点検及び維持管理計画

承諾コード

承諾コード

[承諾コード](半角英数字)を入力します
※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります

承諾

拒否

「承諾」ボタンをクリックします

※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります
※[拒否]ボタンをクリックすると、再度、登録者に申請していただくこととなります

2-13. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります
確認画面が表示され、認定申請の登録が完了です

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

再生可能エネルギー電子申請  [ログアウト](#)

[マイページ](#) [認定設備](#) [認定申請](#) [定期報告](#) [ユーザ情報](#) [システムに関する
問い合わせ](#)

変更認定申請

が登録した設備認定申請を承諾しました。
変更認定申請の手続きを開始します。
変更認定申請の状況は設備認定申請一覧より確認できます。

[一覧へ戻る](#)

経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-15. 変更手続/事業実施体制図等登録



事業実施体制図/関係法令手続状況報告書/バイオマス燃料計画について登録します

太陽光50kW未満以外
の場合

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。

- ① 申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
(申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。)

② 「関係法令手続状況報告書」ボタンをクリックします

関係法令手続状況報告書情報入力画面へ進みます

※入力方法は【関係法令手続状況報告書】マニュアルを参照してください。

※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。

※郵送方法については、該当する場合があります。
い。

- ・ 新規申請の場合
- ・ 新規申請以外の場合

③ 「バイオマス燃料計画登録」ボタンをクリックします

バイオマス燃料計画情報入力画面へ進みます (バイオマスの場合のみ)

※入力方法は【バイオマス燃料計画書 (直接燃焼用)】マニュアル
または【バイオマス燃料計画書 (メタン発酵ガス用)】マニュアルを
参照してください。

申請書印刷

申請情報確定

編集

事業実施体制情報登録

関係法令手続状況報告書登録

バイオマス燃料計画登録
(メタン発酵ガス用)

計画書出力
(メタン発酵ガス用)

削除

2-16.変更手続/申請書印刷



申請書を印刷します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。

- ①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
(申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。)
- ②申請書の内容を確認後、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
(申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。)
- ③申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。

※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。

※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。

- ・新規申請の場合
- ・新規申請以外の場合

※申請情報確定までの手順が記載されているので、手順に従い必ず申請情報確定まで行ってください

申請書印刷

申請情報確定

編集

関係法令手続状況報告書登録

バイオマス燃料計画登録
(メタン発酵ガス用)

計画書出力
(メタン発酵ガス用)

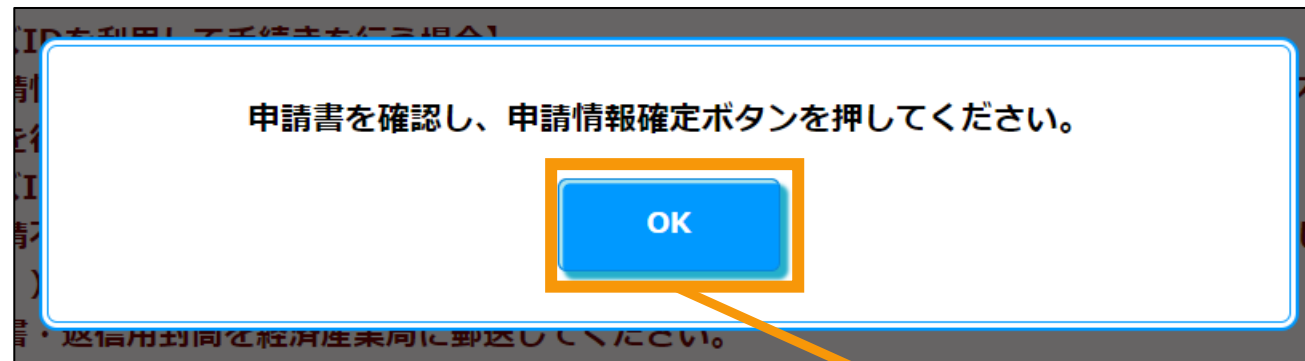
「申請書印刷」ボタンをクリックします
注意メッセージが表示されます

2-16.変更手続/申請書印刷



申請書を印刷した後の注意文が表示されます

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合



「OK」ボタンをクリックします

認定申請書のダウンロードが別ウインドウで始まります
※詳細は次ページ参照

2-16.変更手続/申請書印刷



申請書印刷の確認をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

OPROARTS Prime / sf0144_enr 1.0 b20190325_153944057

ダウンロード

生成されたドキュメントをダウンロードしています。

[ダウンロード](#): ダウンロードが自動的に開始されない場合は、左のリンクへアクセスしてください。

様式第 1（認定申請書）.pdf (69.3 KB) www2.oproarts.com

ファイルを開く(O) 保存(S) キャンセル(C)

申請書のダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください
※ブラウザによっては、自動で保存されます

※ポップアップがブロックされた場合

「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.110**を確認し、ポップアップブロック機能の解除を行ってください



*.cs72.force.com からのポップアップがブロックされました。

一度のみ許可(A)

このサイトのオプション(O)

× served.



【申請書の保存・印刷時の注意点】

申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。

ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。

「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>

①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。

②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われなことがあるため、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料)を使用して表示を行い、印刷をしてください。

2-17.変更手続/申請情報確定



申請書の内容を確認し、
内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

下記の手順で

①申請書印刷

（申請情報確定後）

②申請書の印刷

（申請情報確定後）

③申請書・送付

※申請書及び送付

ことが必要です。

※ただし、送付先

所など）に

※郵送方法は

い。

・新規申請

・新規申請

「申請書印刷」ボタン

ボタンが表示されている間は、何度でも申請書を印刷することができます。

「申請情報確定」ボタン

申請書を確認し、問題がなければクリックします。※マニュアルP.112へお進みください

「編集」ボタン

申請内容を修正したい場合、クリックして再度編集を行うことができます。

「削除」ボタン

当該申請を取り下げ（削除し）たい場合、クリックして取り下げ（削除す）ることができます。

申請書印刷



申請情報確定



編集



事業実施体制情報登録

関係法令手続状況報告書登録

バイオマス燃料計画登録
（メタン発酵ガス用）

計画書出力
（メタン発酵ガス用）



削除

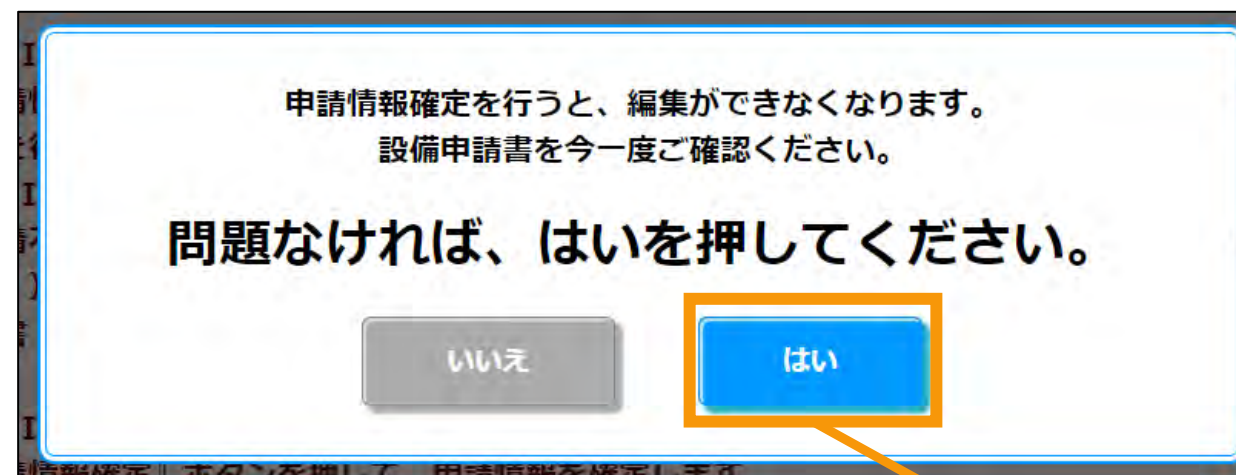


2-17.変更手続/申請情報確定



申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

太陽光50kW未満
以外の場合



「申請情報確定」ボタンをクリックすると編集が出来なくなる旨のメッセージが表示されます
問題なければ「はい」ボタンをクリックしてください

2-18.変更手続/登録完了



申請状態はGビズID利用の有無の選択によって以下の通り自動更新されます。

[GビズIDを利用します]を選択した場合：「申請書出力済（認証済）」

[GビズIDを利用しません]を選択した場合：「申請書出力済」

太陽光50kW未満
以外の場合

再生可能エネルギー電子申請  [ログアウト](#)

[マイページ](#) | [認定設備](#) | [認定申請](#) | [定期報告](#) | [ユーザ情報](#) | [システムに関する問い合わせ](#)

変更認定申請内容参照

変更内容選択

変更内容	<input type="checkbox"/> 事業者の変更
	<input checked="" type="checkbox"/> 発電設備の出力の変更
	<input type="checkbox"/> 太陽電池に係る事項および合計出力の変更
	<input type="checkbox"/> 蓄電池に係る事項（構成図・配線図・自家発電設備等の設置の有無）の変更
	<input type="checkbox"/> 発電設備の設置場所の変更
	<input type="checkbox"/> その他

その他変更内容：

認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2021年12月07日

申請情報

申請状態	申請書出力済
初回申請日（承諾日）	2022年03月02日
不認定理由	

2-19.変更手続/申請情報確定取り下げ



申請情報確定の取り下げを行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請の取り下げを行う場合は
「申請情報確定取り下げ」ボタンをクリックします

保守点検及び維持管理費用総額 (円) (税抜き)	150,000
廃棄等費用	廃棄等費用の総額 (円) (税抜き) : 20,000 廃棄等費用の算定方法 : 150000-130000 積立開始時期 : 201601 積立終了時期 : 202405 毎月積立金額 (円) (税抜き) : 25,000

再印刷 

申請情報確定取り下げ 

2-19.変更手続/申請情報確定取り下げ



太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請情報確定の取り下げを行います

申請情報確定取り下げ

申請情報確定取り下げを行います。
よろしければ「申請情報確定取り下げ」を押下してください。
※申請情報確定取り下げを行った場合、仮登録情報と本登録情報が取り下げられます。

戻る

申請情報確定取り下げ

申請情報確定取り下げ

申請情報確定取り下げが完了しました。

戻る



版	改訂履歴	改訂内容	備考
1.0	2017/04/24	新規作成	
2.0	2017/05/26	P.15 押し上げ効果がない事を示す技術資料の添付条件を記載 P.18 パネル数の変更を行えるように修正	
3.0	2017/08/23	P.21~23,25~26 保守点検責任者、維持管理計画の必須項目を任意に変更した事を記載※変更前から入力されている場合は必須 正確な運転開始日の入力できる値を制限したことを記載 ※未来日は入力できない	
4.0	2017/09/04	P.9~22 変更手続整理表差し替え P.23 吹き出しのページを変更	
5.0	2017/10/23	P.1,3~7,19~23,25,26,28~39,43~45,47~51,57~61 ページ差し替え P.9~18 変更手続項目ページ追加	
6.0	2017/12/04	P.10~25 変更手続整理表差し替え P.26~70 ページ番号変更	
7.0	2017/01/17	P.28,P.29 画像差し替え	
8.0	2018/04/02	P.10~P.26 変更整理表差し替え P.27 設備の所在地の記述を追加 P.28,31,48,62~65 画像差し替え ファイル添付方法変更	
9.0	2018/07/10	P.9~21 変更整理表差し替え	
10.0	2018/08/08	P.9~21 変更整理表差し替え	
11.0	2018/12/01	P.8,52 画像差し替え	
12.0	2018/12/13	P.1 文言修正	
13.0	2019/04/01	2019年省令改正による大幅修正	
14.0	2019/05/07	P.3,4,66,67,68 画面差し替え	



版	改訂履歴	改訂内容	備考
15.0	2019/07/22	P.1,8,41,47,53 画面差し替え,内線番号項目追加,事業者情報を反映ボタン追加	
16.0	2019/08/22	P.27,28,52,56,58 画面差し替え,変更内容項目追加,変更の内容項目削除	
17.0	2019/08/27	P.62~66 書類添付画面説明ページ追加	
18.0	2019/09/09	P.33 自家発電設備等の設置の有無（変更の有無）の追加 P.56 説明文修正	
19.0	2019/09/30	P.34,35,38,42,46 画面差し替え P.42 説明文修正	
20.0	2019/11/01	全体構成の修正	
21.0	2019/11/06	P.55 画面差し替え	
22.0	2020/04/01	全体構成の修正	
23.0	2020/04/06	P.9~28 変更整理表の最新化 P.29,33,34,72 吹き出しのページ数修正	
24.0	2020/10/26	P.52,53 画面差し替え	
25.0	2020/11/02	P.2 説明文修正	
26.0	2021/04/01	画面の最新化、太陽光50kW未満以外のパターン追加	
27.0	2021/04/05	P.7~P.25 変更整理表の最新化,それに伴うページ番号修正	
28.0	2021/05/13	P.45 画面差し替え	
29.0	2021/05/27	P.54 説明文修正、画面の差し替え	
30.0	2021/09/15	完全電子化 P.81,86~91 画面差し替え、説明文修正、追加	
31.0	2022/04/01	全体構成の修正	



版	改訂履歴	改訂内容	備考
32.0	2022/06/14	P.1,2,100 対応ブラウザ変更	
33.0	2022/07/08	P.96~98,101,102,104 画面差し替え	
34.0	2022/11/28	P.79 画面差し替え	
35.0	2023/01/06	P.31,32,36,39,66 画面差し替え、説明文修正	
36.0	2023/04/01	P.7~27 変更整理表の最新化 P.31,75,84~86 追加 P.28,40,52 説明文修正 P.30,33 画面差し替え	
37.0	2023/05/15	P.7~27 変更手続整理表差し替え	
38.0	2023/05/19	P. 39,43 説明文修正	
39.0	2023/09/13	P.47 説明文追加 P.87~89 画面差し替え	
40.0	2023/09/20	P.87~91 説明文追加、画面差し替え	
41.0	2023/10/01	P.47,68 説明文追加、画面差し替え	
42.0	2023/12/12	P.2 説明文修正	
43.0	2023/12/14	P.7~27 変更手続整理表最新化	
44.0	2024/03/15	全体構成の修正	
45.0	2024/04/01	P.28,44,73,77 説明文追加、画面差し替え	
46.0	2024/04/02	P.4~24 変更手続整理表最新化	
47.0	2024/04/05	P.41 画面差し替え	
48.0	2024/04/09	P.44 説明文追加、画面差し替え	
49.0	2024/04/26	P.4~24 変更手続整理表最新化	



版	改訂履歴	改訂内容	備考
50.0	2024/06/26	P.89 説明文追加、画面差し替え	
51.0	2024/08/01	全体構成の修正	
52.0	2024/09/10	P.4~24 変更手続整理表最新化	
53.0	2024/10/01	P.56,84,85,87,88,89 説明文修正、画面差し替え	
54.0	2024/12/10	P.113 画面差し替え	
55.0	2025/04/01	全体構成の修正	
56.0	2025/04/14	P.5 説明会ガイドラインリンク更新	
57.0	2025/09/08	P.26 画面差し替え	
58.0	2025/11/10	P.9 説明文修正	
59.0	2025/11/13	P.9 説明文修正	
60.0	2025/12/15	全体構成の修正	
61.0	2026/01/09	P.23 変更手続整理表最新化	
62.0	2026/04/01	P.5~24,60 説明文修正・追加、画面差し替え	